

9月2日（第1日）

9月2日(月)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	花野伸二	2番	浜先秀二
3番	上松英邦	4番	吉野伸康
5番	山本秀男	6番	大石秀昭
7番	片平司	8番	沖元大洋
9番	野崎剛睦	10番	林久光
11番	住岡淳一	12番	山根啓志
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	山木信勝	18番	扇谷照義
19番	胡子雅信	20番	上田正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 教正	企業局長	川尻 博文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問
日程第5	報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第6	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	議案第61号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第9	議案第62号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第 10 議案第 63 号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正  
する条例案について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

田中市長から報告がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） みなさんおはようございます。

第4回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また市民の方々には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

ことしの夏は、記録的な猛暑が続いていましたが、先日の雨を境に、朝夕は幾らかしのぎやすくなってまいりました。

昼間はまだまだ厳しい暑さが続いておりますけれども、皆様方には、体調管理に十分御留意いただき、この残暑を乗り切っていただきたいと願っております。

さて、任期満了に伴う江田島市議会議員一般選挙が今月29日に告示され、来月6日、日曜日に投開票が行われます。

皆さんにとりましては、今任期中最後の定例会でございます。

活発な議論とともに慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは8月5日、第3回臨時会、閉会後の市政の主な事柄につきまして、3項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、平成25年度秋季広島県市長会議についてでございます。

8月23日、海上自衛隊第1術科学校江田島クラブを主会場に、平成25年度秋季広島県市長会議が開催されました。

この会議は、広島県内の各市長が連携し、円滑な市政の運営及び地方自治の発展を図ることを目的としたものです。例年、春季と秋季の2回開催されており、今回の開催地は持ち回りで本市となりました。

当日は、県内14市の市長が出席し、市長会会務報告に続き、各市提出議案の審議が行われました。各市長から、国や県への要望、重点項目についての意見が出され、熱のこもった議論が展開されました。

今後も、この会議を通じて、各市長と情報交換を行い、円滑な市政の運営に努めて

まいります。

2点目が各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙1のとおり開催され、市長、副市長が出席いたしました。最後に3点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結しております。

以上で報告終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年5月から平成25年6月にかかる例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、16番 新家勇二議員、17番 山木信勝議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間に決定いたしました。

## 日程第4 一般質問

○議長（上田 正君） 日程第4、「一般質問」を行います。

その前に、お願いを申し上げます。

類似した質問要旨は、議事進行の観点から、質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、順次一般質問を行っていただきます。

8番 沖元大洋議員。

○8番（沖元大洋君） おはようございます。

通告に基づきまして、2点ほど質問いたします。

本日は、足元の悪い中、朝早くから傍聴いただきまして、心より感謝いたします。

連日の猛暑もようやく和らぎ、朝夕めっきり過ごしやすくなりました。

7月には参議院議員の総選挙が執り行われました。

大方の予想どおりの自民党の圧勝に終わりましたが、自民党を支持している江田島市にとっては、極めて朗報であったかと思えます。

衆参のねじれが解消され、国政の運営が安定していれば、江田島市にも好影響が生じてくるのではと期待をしているものです。

いくら国政が安定していても、我がまち江田島市の行政の運営がしっかりしていなければ、何の意味もないのではと考えるものです。

このところ、江田島市の市民に対するサービスの低下、また、これからの江田島市の未来の基礎をつくり上げていかねばならない立場にある教育委員会と、江田島市観光協会の不祥事を考えてみますと、行政は市民から集めた血税をあまりにも軽々しく考えているのやらと思うと、なぜか腹だたしいものがわき上がってくるのです。

さて、江田島市が合併して9年になるのですが、合併後、江田島市観光協会が設立されたのですが、9年もの長きにわたり放置してきた観光協会内の就業規則、給与規定などの制定整備は今後どのようにするのか。

また、江田島市観光協会の人事や職員採用に際して、市が深く関与しているふうに見えるが、金を出しているんだから関与して当然だと考えているのではないのでしょうか。

また、人間は、他人の一言一句によって、その人の心は病み、人生に対して夢も希望も持てなくなり、人一人の人生が終わることもあります。

8月2日の日に、江田島市内の各スーパー、栈橋など、主要なところで、人権擁護月間市民啓発計画街頭キャンペーンなるものを、猛暑の中、汗びっしょりかいて市の職員が頑張っている姿を見て、感動を覚えたものですが、表では、人権啓発キャンペーンなどを展開するそのまた裏では、江田島市観光協会の元事務局長に対して、給料以外に不正にお金を取ったかのごとく、新聞紙上に5回も6回も掲載させて、元事務局長の人権を著しく侵害したということは、市長、あなたのやってる政治は二重人格者であると言われても仕方ありませんよ。

また、教育委員会の問題ですが、江田島市立小学校の女性教諭が、2年、3年、5年のクラスの担任のときに実施した算数や国語などのテスト、計1,572枚、今年4月16日保護者の指摘で発覚したのですが、今後市長は、各不祥事をどのように対処していくのか、お答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） それではお答えいたします。

まず、江田島市観光協会と市のあり方についてでございますが、1点目の観光協会

内の就業規則や給与規程等の制定整備はどのようにするのかについての御質問ですが、観光協会の設立当時は、商工観光課が事務局を受け持っておりましたが、平成22年度から事務局を協会に移行しました。

その際、事務局長の労働条件については、協会長が交付した雇入通知書により明確にしております。

その中には、所定外労働と休日労働が無いこと、昇給・賞与・退職金が無いことなどが定められています。

しかしながら、平成23年度に入って8月から車借上げ料を、10月からは休日出勤手当が支給され、また、平成24年度の8月には、処遇改善要望が協会長に出され、時間外勤務手当も支給されています。

以上のように、雇用通知に記載がされている労働条件の内容の変更がなされていたにもかかわらず、根拠となる規程等が定められていませんでした。

そのため、市監査委員からは是正指導があり、協会は、平成25年5月13日の臨時総会で、各種規程等を制定しております。

次に、2点目の観光協会の人事や職員採用に対して市が関与しているのではないかとの御質問ですが、観光協会規約によりますと、組織は、会長、副会長、監事、理事、会員及び会長から任命された事務局長となっています。

理事及び監事は、総会において会員から選任し、会長及び副会長は理事の互選となっています。

設立当時、協会としては、事務局長を置かず、専務理事が観光振興の総合的な業務を行い、商工観光課が協会の事務局を受け持っていました。

その後、平成22年度から正式に事務局長を公募し、22名の中から初代局長を採用し、平成23年度は同じく公募により、9名の中から2代局長を採用しています。

なお、平成25年度も公募し、4名の中から3代局長を採用しております。

選考方法は、1次に作文試験、2次に面接試験を行い、観光協会の役員が審査して決定しております。

なお、商工観光課は、採用選考にあたって、実施の準備、広報や案内等の協力をしております。

3点目の人権をどのように考えているのかとの御質問ですが、人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成する人々がかけがえのない存在として、だれもが幸せに生きるために欠かすことのできない権利です。

市政を進める上で、教育や福祉、また観光などあらゆる分野で、人権を大切にしなければならないと考えております。

なお、次の市立小学校の不祥事に対する市の対応についての御質問につきましては、教育長をしてお答えいたします。

○議長（上田 正君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 教職員の不祥事についてのお尋ねでございます。

江田島市立小学校の教諭が、担任する児童に実施したテストを、返却せずに放置し

たり処分したりしたという事案に対して、6月14日付けで、広島県教育委員会は当該教諭に対して減給10分の1、1月、服務監督する校長に対して戒告の懲戒処分を行いました。

江田島市教育委員会といたしましては、これまで、毎月の管理職の会議で服務規律の確保について繰り返し指導を行い、また、すべての学校に不祥事防止委員会を設置し、計画的に校内研修を行うなど、不祥事防止の取り組みを行ってまいりました。

こうした中で、本事案が発生したことは、大変残念であり、重く受けとめております。

この不祥事の再発防止に向けた対応でございますが、不祥事を生起させた当該教諭に対しましては、教育委員会事務局の職員が個別指導を行うとともに、当該校の教職員全員に対しましても校内研修を実施し、指導を行いました。

また、当該校以外の学校につきましても、管理職の会議や教育委員会主催の研修において指導を行ったところでございます。

今後も引き続き、服務規律の厳正確保に努め、不祥事の根絶を目指すとともに保護者や地域の方の信頼の回復に努めてまいります。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） まず、議長、時間があまりないですからね、簡潔にテキパキと答えるようにちょっと指示しとってください。

○議長（上田 正君） 今質問者からありました、答弁をされるのに簡潔に答えてくれということなんで、要望しておきます。

8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） まず、平成25年度人権強調月間市民啓発計画キャンペーンが、先ほども申し上げたとおり、江田島市内の各所で執り行われ、猛暑の中、市職員さん、幹部方、汗びっしょりかいて頑張っておられる姿を見て、誠に敬服したところでございますが、部長さん、ちょっとお聞きするんですが、これにかかった費用、人間、何名、わかりましたらちょっと知らせて下さい。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ただいまの議員さんが質問された件ですけれども、8月は人権強調月間で、毎年啓発活動を行っております。

このたび、ことしのことで言いますと、市の職員、市長、副市長、教育長初め、40名の職員と、それらにかかわる人権協等の関係団体の方30名で、約70名が市内の栈橋、大型スーパーに立ちまして啓発を行っております。

経費的にはティッシュ等を配布しておりますので、具体的な金額はちょっと今把握しておりませんが、そういった状況であります。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 市の重要な市民生活の部長さんともあろうものが、その金額は把握しておらんいう、そういう金に対していかに無頓着なか、税金がいかなものかいうことを把握しとらんと、よう部長さんの席に座とられると思うんですが、今後気をつけて。

いよいよ本題に入らさせていただきます。

この観光協会の問題、まず、私から言わせたら、だれが悪いかが悪いというのは、二の次だと思うんですよ。

これもう、人間のいわゆる人権を無視した行動、市の取ったやり方というのは、おそらくこれはだれかの指摘、内部告発を受けて、それらしきニュアンスのもとで強引に元事務局長に責任を取らそうという考えのもとで、査察に入ったのではと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 今回の監査に入ったのはですね、市の内部監査、商工観光課がですね、内部監査を行った結果、どうもちょっと資金の運営の仕方が不思議なところがあるということですね、市の監査委員による監査を受けました。

その当時ですね、その年はいろんな財政的な援助団体による団体の監査を予定しておりました年でありますので、ちょっと早めにですね、そういったことがありましたので、監査を実施したわけでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） デビュー戦にしてはよたよたと満塁ホームランを打たれんように、いつの日か日にちはちょっと定かでないんですがね、私が副市長さんと二人で話したときに、あなたこう述べとんですよ。

私がどうして特別に査察が入るんならとこう言ったら、それが調べてみたら、余剰金がもうゼロに等しいで、観光協会の運営ができそうにないんですよと、だからせんにゃいけんのですよと、こう言われたんですが、事実そのとおりなんですか副市長。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 商工観光課がですね、内部で調査に入るといのは、いわゆるこの補助金の規定の中にも関与できるというふうに述べられておりますので、うすうす運営資金がですね、非常に乏しくなってるんじゃないかなというような状況を報告を受けておりましたので、どういう状況なんかということで、内部監査をしてみたらどうかということ商工観光課の方の課長に指示しまして、その結果、そのときに初めて、そういったような、今回のいろんな問題が出てきたということで、それを受けて、監査委員の監査をされ、具体的な是正指導の中身がですね、具体化したということでございます。

きっかけは今のようですね、経営について、運営がですね、どうも不安定な状況にあるのではないかと。これは、いわゆる県の方から補助金をもらったりですね、いろんな事業が展開されておりますので、そういったところの心配をしたということがきっかけでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） もうちょっと副市長さん、肩書きがあるんだからもうちょっとしっかりした答弁してもらわにゃ困りますよ。

それではお聞きするんですが、今言われたように、商工観光課の課長に指示して調べるように言ったとも答弁されたんですがね、規約12条についてちょっと言いますよ。規約12条、甲の運営観光協会、運営に関する重要な事項は、理事会が審議し決定することとありますが、甲の運営に関しては理事会はほとんど形骸化しており、重要事項についても、実際は甲の会長、副会長、事務局長の三役で決定するという状態が恒例化しており、理事会がタッチすることはありませんでしたとあるんですよ。その辺どう思われますか。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 確かにですね、実態は役員の中で決められて物事が進んでいったような状況がございます。

これやっぱり是正せんにやいけないというふうに市の方も考えております。

新たな組織の中でですね、その点はですね、十分このたびのことを反省を踏まえてですね、新会長さん以下、理事の皆さん、それとですね、規約の中に、物事を決定するときに理事会とか総会へ諮るんですけども、その事業を検討する中でですね、企画部会というのもございます。

その辺はですね、会長さんの意向はですね、その点の反省を踏まえて、透明性を確保して、みんなで話し合っていこうというふうな雰囲気づくりが今かもし出されております。

それをですね、市としても、本来のあるべき姿に向けてですね、指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） それとまあまあ課長さんのやったことだと言って副市長さも言いたいように受け取れるんですが、これ事務局長が、いわゆる休日残業手当など請求するために、ちゃんと話し合いを持つとるわけですよ、商工部の課長さんなんかと。

したら、どうぞとっていいですよと、ここへちゃんと捺印、押印して承認しとるわけなんですよ。

なのに行政は、さも前事務局長が金を横領したかのごとく人権を踏みにじって、新聞紙上などに発表させて、こういった責任はだれがとるんですか。明確に教えてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今その責任をどう取るんかというような御質問ですけれども、今回、こういった内部がですね、内部事情、運営状況が明らかになったのは、あくまでも、監査委員の監査をえて、その中身が明らかになりました。

その後、私の記憶では、2月15日に旧役員、あるいは事務局長、さらには行政の商工観光課も入ってですね、その対応、あるいは中身について協議をしております。

これが私が知る情報のよりどころになるわけですが、その会議録の中では、はっきりとしたですね、確約をした場面があるようでないようで、ないようであるようで、非常にあいまいなですね、中身になっております。

例えば、これは、いわゆるきちっとお願いをしましたと、いうことなんじゃが、そ

うかなあと、要するに文書に残っていないわけですから、記憶をたどりながらお互いに確認した会議録を読ましていただいでですね、ここの部分については、それぞれの言い分やそれぞれの主張がどうしても出てくるのではないのかなと、いうことを私は実感しております。

したがいまして、今回ですね、いろいろな手当が支給されたことは事実ですが、それに伴うきちっとした、いわゆる理事会とか、本来であれば、総会の中で協議をして決定される、せめて理事会の方で協議をされて決定されれば、非常によかったのではないかと、とは言いながら、役員で協議をしながら進められているという事実はある。ただそのところで、文書とか、あるいは確認とかいうことがきちとなされていないので、記憶のいきをだっしてないというふうに私は認識をしております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 簡潔にとお願いしとったのにだらだらになつとるが、時間がないもので一つよろしくお願ひしますね。

まず、行政は、この前事務局長に対して、その残業手当、時間外手当とか休日出勤手当とかを、いわば払うべきものではないいうように、かんがみて、この問題を取り上げた、こう思うんですが、この方、監督者ですか、単なる従業員なんですか、市長どう思われますか、ひとつ。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 一般的に言えばですね、組織の中の事務局長ですから、いわゆる管理監督、全般的な業務を担う立場にありますので、ただいっかいの従業員さんとか事務員さんという立場では、私はないんじゃないかというように思います。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） はいじゃちょっとここへ判例集がありますので、ちょっと聞いてくださいよ。

昨年の日本マクドナルド事件の判決、東京地裁平成21年1月28日判決、その最高裁での和解になつとるんですがね、管理職、時間外手当支給されない労働者の問題が社会的に大きく取り上げられましたが、管理監督者は、労働法の分野では、古くて新しい重要テーマです。

そこで、労働基準法第41条2号にいう管理監督者の該当するかどうか争われた最新の判断とされとるんですよ。

これも最高裁で、給料ようけやちよるけえ、おまえは店長じゃ、おまえは部長じゃいう、管理監督者には当たらないと、こう判例が出とるわけなんですよ。

にもかかわらず、この行政は、前事務局長に対して、はよ辞めじゃ、はよ江田島から出ていけじゃ言わんばかりのような、人権を極めて無視した行動をとっております。

これは、市長の掲げる協働のまちづくり、ね、極めて違反しとる。気持ちの上で。たった1人でも市民なんですよ。一万人でも市民なんですよ。その一人一人を大切に守ってね、より住みやすい江田島市をつくるのが、行政皆様との仕事だと思っております、どなたがそれに対して答えてみてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 先ほど市長が答弁申し上げましたように、人権尊重は、極めて大事なことで、行政を進めていくためには、人権尊重の精神を貫いて行政は推進すべきだと、基本的にはそのように考えております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 市長さんに伺いますよ。これね、平成24年のね、役所の幹部会の議事録なんですよ。ちょっと読み上げますよ。市長さんはその会議の中で述べられとることを。

中長期的な予算編成に当たっては、課題と展望があるが、大切なのは実行したことの効果の測定である。金は使ったら、ね、その結果を有意義に出しなさいということをお願いしとると思うんですよ。江田島市の場合、このことが足りない。ね、実施したらそれで終わりである。

職員の数が減っている職員の質を高める必要があるんで、幹部職員は、職員のスキルアップのために、指導育成に心がけること。

ものすごい、もう市長さんの教育方針、職員に対して。だが、職員がそれを実行しとらん。

現実には、非常に悲しい、なんぼ市長が頑張っても、下の兵隊が後向いて鉄砲を天井へ向けて撃ったんじゃ意味がないんですよ。

そのためには、職員一人一人がね、いわゆるわしらも給料もらっとるんです。

事務局長だけ給料を取り上げて、ようけやっとるんじゃけえ仕事せいや、じゃないん、あなたがた皆職員もたくさんありあまる金をもらって、家庭を養って、家族を養っとるんですよ。

したらもう少し心を引き締めてやってもらいたいものだと思います。

それではいよいよ本題に入らせてもらいますよ。

今から今からなんよ。

まず、副市長、あなたは先ほど、この観光協会の対して1,570万円あまり年間予算を組んで、これで運営してくださいというお願いしとるわけでしょう。

したら、市長あなただったらば1,500万円有意義に市のために使おうてくれよ言わんばかりに出しておるはずなんです、これ有効に使われとる思われますか市長。

監査した結果が出とるはずですからね、このたび、あんたが選んだ監査委員より監査ちゃんとしとるわけですから。報告がいつとるはずですよ。

これどう思われますかね。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 市が補助を出すいろんな団体とか機関というのは、私でも数がわからんぐらいたくさんあります。

ですから、それぞれの団体、補助団体の中身につきましてですね、本当にそれが有効に使われたかどうかというのは、私のはっきりとは申し上げられませんが、大部分についてはですね、何も問題なく運営されとるといふように思いますので、観光協会につ

きましても、皆さんの目に見える場所でいろいろな観光協会がいろいろな事業されておりますので、大部分については、有効に補助金を使われておるように思います。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 有効にね、じゃ、この例の観光協会の事務局長の年間100万ぐらいの給与時間外をとったことに対して、事件扱いをされておるんですが、1,500万の中からおおよそ300万、20%にわたる金を、副市長とか課長とか観光課長の名目で、出してくれ言うて使こうておるわけなんですよ。

ざっと言いますよ。

イベント関連、台湾ジャイアント社、ご存じですね、自転車の会社の会長が来られて、おおよそ31万5,000円、ね、リビング広島ファミリーサイクリング大会で50万円、広告掲載費。

広告関連が、中国版広告掲載費10万5,000円、接待関係がミシュランガイドむけ土産代金7,200円、国土交通省運輸局視察時宿泊補助金1万4,000円、各種イベントへの市職員参加時交通費補助など。

また、寄附要請関連、まあまあいっぺんじゃだめじゃけえ、これここまでさっきの各種イベント市職員の参加時交通費までちょっと、何でこれが市が出させるあれがあるからちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今御指摘のあった台湾ジャイアントサイクリングが来島したときの予算がですね、観光協会の方から支出されてると。これは本来市の観光事業で、観光協会から支出すべきではないんじゃないかという御指摘だろうと思っております。

確かに、これまでいろんな観光振興に伴ってですね、県あるいは市のレベルで企画されたものが観光協会とタイアップして行ったことも多々あります。

今回の場合は、広島県と愛媛県、これがタイアップしてですね、サイクリングの島ということで、江田島市も大きくクローズアップしておりましたので、そのことに協力したらどうだろうかということで、観光協会の方にもお願いをして、賛同を得ながら進めたことですね、実際に、それがですね、結果的に予算のどういうんかね、執行にかかわって資金ショートを起こしたという一つの原因になっているとすれば、これはやはり、市とすればですね、補正予算を組んで補てんでもしながらですね、運営をすべきではなかったんだろうかと、こういう思いは今、反省点として、しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 続いては、先ほどまでは、まあまあまあ納得すりゃする、副市長が言ったように、じゃがまだ、せっかく出した1,500万円ならちょっと出しておけやいうて上から目線で圧力かけることはいけん、断られんわけですからね、外郭団体の人は。断ったら次に何されるやら、へつられるやらわからんからね。

そこら辺をよく鑑みて、ほいで寄附要請関連いきますよ、寄附要請、私がもう一番嫌いな寄附要請ね。

自衛隊鍛錬登山、長距離走参加賞用ね、タオル製作費15万円、ね、これは、なぜ

このようなものが自衛隊に寄附せにゃいけんのか。国の施設に何で市がせんにゃいけんのか、ちょっと答えてみてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 第1点は花火大会への観光協会から協賛金としてですね、支出された点が御指摘だと思ひります。

この花火大会というのは、いわゆる花火大会実行委員会を結成しまして、観光協会、商工会、さらには、もともとこの花火大会の立ち上げたEMFという団体がございます。そういった団体等ですね、あるいは自治会も入っていただいて実行委員会を結成した。その中で、観光協会の会長がですね、実行委員会の会長になっていただいたということで、この花火大会を成功させようということで、観光協会も協賛金の一つを出そうじゃないかと、応援しようじゃないかというふうに受けとめておりまして、海上自衛隊の行事というよりも、海上自衛隊と一緒にしたサマーフェスタの盛り上げていくための広島湾花火大会というふうに受け止めております。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） じゃ、その花火大会のことでもう1点。これもおかしいと思いませんかね。花火大会をしますから、寄附をお願いしますいうて寄附を募っとるわけですよ。でもその一部を復興支援に送っとるわけですよ。

市民は個々に皆さん、善意の基金をもうしておるわけですよ、何度、いろんな形で。

にもかかわらず花火のために寄附を集めたのに、それを花火を500発上げるのを200発にして、後持っていったか持っていかんか知らんのよ。

いうことはちょっとナンセンスじゃ思うんですが、どう思いますか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 確かに協賛金を募る場合にはですね、いわゆるこの東北の大震災も、一つ応援をしようじゃないかということで、会場でも、東北の物産展を開いてですね、そして、笹かまぼこであるとか、そういったものを売っていただいて、少しでも支援になればと。

あわせて、東北の支援も兼ねて今回協賛金をお願いしておりますので、決して多くの義援金なり支援金ですね、義援金を支出しておるわけではなしに、本当にその何%かと、10%に足らない部分ぐらいだったというふうに鑑みております。その程度をですね、送らしていただいているという状況でございます。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） そういうことで、市民の感情を逆なでするような行為を勝手にやらないように、重ねてお願いを申し上げておきます。

それと、この観光協会の前事務局長に関することなんでありますが、この日本船舶振興会から、いわゆる江田島市に対して、ね、申請して、いわゆる交付金をとれるように、この観光協会だけじゃない4社、5社が一つのグループをつくってね、やった。

そういう実績に対しては、1点の針で突いたような穴があったら、それをほじくりまわすだけで、こういうことは美化して表に出さないんですか。どういうことなんです

か。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 今のは日本財団の補助金の事業だろうと思います。

これは、江田島市は海に囲まれてますので、マリンスポーツの拠点としてですね、認知度を高めるという趣旨で、一つはですね、江田島カヌークラブとか、もう一つは江田島スポーツ振興協議会、それと沖美町地域再生会議、それと江田島シーサポート、これ各種団体がですね、いろんなイベント、事業を行います。

観光協会は、これを総取りまとめてですね、日本財団にそういった事業をすることで補助金が、トータルでですね、750万余りほど、各団体に財団の方から入るようになっております。

これ3年続けばですね、順調にいけば3年連続して補助金がいただけるというふうな状況、補助金の内容になっております。

こういったこの江田島市をですね、外にアピールするということですね、前事務局長さんがですね、いろんに御尽力されたということは認識しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） それじゃ時間も、のたりくたりされるけえ時間もえっとないんですが、新しい執行部になったわけですね。

これに際して、いわゆる人事異動がなされて、新しい事務局長、新しい観光協会会長が就任されておるわけなんです、この採用試験に対して、見て見んぷりして、まあこうやってこれせいやいうような人事をとり行ったという経緯はないですか。

総務部長、しゃべりたいようじゃけえ、ちょっとあんた答えなさい。下ばっかりむいとらんと。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 私が知り得とるかぎりでは、そういったことはないと認識しております。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） それでは、そういうことないとおっしゃるのでお聞きしますが、このたび採用された事務局長、元江田島市役所の産業部長じゃそうですが、この方は、採用条件の中に、パソコン使用可能な方とこう入ってあるわけなんです1項に。パソコンの何の資格を持っておるか、ちょっと教えていただきたいんですが。

パソコンの資格をちょっと審査してから採用しとるんでしょう。

だからどのようなパソコンの資格を持っておるかちょっと。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 審査はですね、いわゆる行政は全くかかわってないわけですね、そこのところはすべて新しい役員さんがですね審査をされて決定しておりますので、そこの中身についてはですね、我々知りえておりません。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） あのね、知りえておらんいうてね、私のこっちゃじゃけえ改

めて聞いとるわけよ。たら、ちょっと厳正に、ええですか、こう言うとるんよ。ちょっと厳正にね、して、ね、4名来られて、こうしてああしてああしてこの人になりましたいうところまでちょっと聞いとるのに、関与しとらんいうたらおかしいじゃないですか。どこを関与しとらんの、そういうことが何でわかるんの。もう1回。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 結果はですね、今のように報告は受けております。

結果はどういうんですか、審査結果はこういう結果になりましたということはですね、今度の新しい事務局長はこのように決まりましたという、その報告を受けておりますけれども、そして、どういう審査を行ったということも、面接を行い作文試験を行ってですね、4名の役員が審査に当たって、こういう結果が出たということを報告聞いておりますが、それに我々が関与してですね、行政的に関与ということは、具体的な行動は行っておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） まあまあ関与しとらん言やあ、まあほうかのと言わんにゃしようがないんですがの。

まあ、あなたらが関与しとらんわけはない、ね、観光協会の新しい会長にしてもね、わしがいつも言うように、うしろで黒い糸が操っとるじゃないかいうような、ことのないように、ね、いいことも悪いこともすべて市民にオープンにしてね、悪いことだけこうつついて出すのではなく、もう一個この件に関して最後になると思うんですがね、市長、これ市長の名前で給与所得の源泉徴収をきて払わされとるわけでしょう、これ前局長は。金をようけ取ったじゃ取りすぎとるじゃないかいいながら取るとき、税金をきっちり取っとる。これはどういう意味をなしとるんか、ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） それは当然、そのときには、日常の手当とか残業手当とかいうことで、手当を観光協会の方が支給されとるわけですから、それは当然納税義務は国民としてはあるわけなんで、取っとるということに対しては、それは当然な国民の義務として納税しとるということだと思います。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） じゃあ今の答弁に対して、窃盗して1千万もうけたんじゃけえ税金払えや、まあまあ極端に言うたら、そういう概念に該当するわけです、市長の今の答弁じゃったら。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） そういう場合とは全く違うと思います。

ただ、観光協会などは、ちゃんと事務的に、毎月事務手続をしておきますので、その中では、そういうこういうことが出てくると思います。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 時間もないけえ、まだ教育委員会をやらにゃいけん。

ちいと時間、ちょっと5分ぐらい、ということでね、まだ半分もワシしゃべっちょ

らん、副市長が悪いんじゃない。

ということで、まあまあ人間には誰しもいいところもあればね、至らんところもあると思いますよ。

だけどそこところは、市長の推奨する協働のまちづくり、ね、この前汗びっしょりでやっておった人権を擁護する啓発活動のごとく、その1人の人権を踏みにじるような平気な行為はやっぱり慎んでもらいたいと思います。

時間がないので走っていきますよ。

教育委員会の問題ですが、この教師の問題、このような教師が、だらだらと子どもを教える。子どもいうものは、親は高い金を払って、家庭教師をつけたり、塾を行かしたり、必死なんです。その成績を上げるなど、親いうのは必死なんです。にもかかわらず、その結果を求めとるのに、1, 700通も返ってこない。教育長あんただったらどう感じます。あなたがその親じゃってあったらば。答えてみてください。

○議長（上田 正君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） もう考えられないことでありまして、私も親でしたら、当然学校の方に抗議していくと、なると思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） ほいで、8月の二十何日かに自主退職されておるが、だいたいうたら、こういう職員は、もう現時点で自主退職なんです。たとえ3か月であっても4か月であってもね、給料を持って帰ること自体がナンセンスなんです。

それと教育長、あなたは市長さんから恋いこがれて、この江田島市の教育長に就任されておるんですから、腹をくくってね、しっかり頑張ってください。

というのは、あなたらもう2人は知っとるじゃろうが、この夏休みに広島から孫をつれて沖美へ帰ってこられた。土曜放課後いうなんかクラブがあるんじゃない。土曜放課後クラブいうんかいね、参加させてもらいたいと子どもいうものであるから、教育委員会を通じて参加さしてくれとこうやったら、ね、そのようなよそもの子どもは預かれませんかとこうやったわけですよ。これも人権なんです。これも子どもに柵をつくったり、ね、差別をした、する、もう全くやってはならんことよこれ。

交流海生都市づくり、この子どもたちが、ああ田舎へ行って、夏休みを遊んで楽しかった、よかった、わしゃ大きくなったら江田島へ帰って、子どもをつくって家庭を持つぞという足がかりになるかもしれませんよ。少子高齢化を歯止めの第一歩かもしれませんよ。

それをあなたらは平気で門前払い食わしとるんです。どう思われますかね、教育次長。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 確かにですね、条例的にはですね、市内の児童ということで、教育委員会として一旦許可はいたしませんでした。

ですが、やはり先ほど、沖元議員さん言われたように、市内市外であっても、そういう状況であれば、放課後児童クラブの入会は、教育委員会内部の方で協議いたしまし

て、入会をしていただきました。

大変申しわけなくと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） この問題は、いろいろな市の幹部の方々の骨折りでまあまあその日のうち解決して、いい方向に進んだのですが、やっぱり、市長の掲げる交流海生、海生交流、ね、皆さんがまじり合って、仲よく手を取り合って、この江田島市を盛り上げて、ね、住みよいまちづくり、住みよい都市づくりを目指すためには、何としてでも、行政がやっぱり先頭に立たにゃいけないのんですよ。

ね、行政が先頭に立たないで、ね、市民だけで物事は解決できません。

そのために、お願いするために、市民は高い税金を払って、ね、行政に、いわゆる市の運営を委ねておるわけですから、ね、まあ最後に、まだあるかいの時間、もう10分ぐらい。

観光協会の問題にしても、私思うんじゃがね、とにかく、行政、まあまあ先ほど市長が言われたように、大方200近くぐらいその外郭団体抱えて、交付金、補助金を交付しとるわけでしょう。

それは全部目は行き届かんと思います。

けども、目の届く、文句がいえる観光協会だけ、ちょっとそれおいすぎようがい、ちよっこつちもおいすぎようがいうてとっておきながら、余剰金の底が見えとるけんとかいうような、とってつけたような言い訳じゃなくて、いいですか、より一層強力な観光体制を築かにゃいけんでしょうがとかいうような、いわゆる言い訳みたいなことのほうがまだ男らしいと思うんですよ。

新しい観光協会の会長ができれば、まあまあいわばあなたらと前市長とじっ懇の仲間じゃからね。すぐ300万の補正予算組んで、あんたらあんたが会長になったんじゃけえもう300万あげるわいのと出しとるじゃない、最後にそれはどういうことか、答えてくださいよ。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） いわゆる新しく刷新したですね、観光協会がスタートしているということで、その支援はですね、先ほども言いましたように、企画委員会、こういったものもですね、新たに立ち上げて、そこの内部で理事会等でしっかり協議をしながら進めていこうというこれまでの反省を教訓にしてですね、進めておりますので、当初、暫定いわゆる当初予算をお願いしたときに、この問題がまだ解決しておりませんでした。事務局とすれば、暫定で1,000万という予算要求をしていただいてですね、その後必要であれば、事務職員の経費もありませんし、新たに立ち上げた企画委員会への経費もありませんので、少し補てんをして応援をしたいという気持ちから補正予算の方をお願いしておるといってございませぬ。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上で、8番 沖元議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

11時20分まで休憩を行います。

(休憩 11時07分)

(再開 11時22分)

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

6番 大石秀昭議員。

○6番（大石秀昭君） みなさん、おはようございます。

先ほど来から、議員仲間から、うしろへきょうはようけ来とる頑張れよという激励をもらったんですが、私が勉強不足のため、先ほどの沖元議員みたいに勉強しとれば十分できるんですが、どうか一生懸命やりますので、よろしくお願いします。

それでは将来の公共交通体系について質問させていただきます。

将来の交通体系の全体計画についてお伺いします。

まず、24年12月の定例会の一般質問で私は、江田島市における公共交通政策のあり方について質問したところ、市長から市長の答弁で、将来の交通体系の全体計画については、再構築を目指した施策を行うという答弁をいただいております。

市長、この答弁の中で持続可能な公共交通体系の構築とはどういうことでしょうか。教えてください。

そして、また、西能美航路の再々編の検討を進めていることを理解するが、8月2日に第2回江田島市公共交通協議会が開催され、3案ほど提示されているが、3案ともに赤字経営となる。

それに対し、市が補助していくのかいかないのか、その考えを教えてください。

第1段階として提案なのか、それとも現在の交通船事業の中で、これまでの赤字に対する取り組み状況及び航路減便への検討課題を議論されるのかどうかということをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

まず、将来の公共交通体系の全体計画について、どのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、本市の公共交通は、人口減少やマイカー利用の増加により、バス・船ともに利用者が減少傾向にあり、これまでどおりのサービスを維持していくことが年々難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、平成22年3月に江田島市地域公共交通総合連携計画を策定し、江田島市を支える持続可能な公共交通をつくり、見守り、育てますを基本方針に取り組んでまいったところです。

今後とも、将来にわたる安定的なサービスの提供を目指し、海上交通と陸上交通が、一体として機能する持続可能な公共交通体系を、市の適切な関与のもと、民間活力を生かしながら再構築してまいりたいと考えています。

次に、8月2日に開催された江田島市公共交通協議会に掲示した西能美航路再々編にかかる3案についての御質問についてです。

今回提示した3案のうち、公設民営方式、完全民営化の2案についても、今後5年間の累計収支は黒字ですが、期間が終盤には赤字経営となる見通しです。

利用者の減少が推計どおり推移した場合には、5年後には改めて航路の合理化あるいは支援策について検討する必要があると考えております。

まずは航路利用者の減少に歯止めがかけられるよう、人口減少の抑制や新たな交流人口を創出するための施策に力を入れたいと考えております。

最後に、交通船事業のこれまでの取り組み状況及び航路減便の検討についての御質問についてです。

合併後の主な経営改善としましては、平成18年6月及び平成21年4月の2回にわたり、運賃の値上げを行っております。

また、平成20年10月には、当時運航していたフェリーを12便から6便へ、高速船を22便から20便へ減便しました。

さらに平成22年10月には、フェリーを三高港へ集約し、交通船事業のフェリーを廃止しましたが、この際、高速船については20便を27便へ増便し、料金も1,030円から930円に値下げしました。

減便については、経営改善及び定期運航確保の観点から、これまでも、企業局において検討を行ってきたところであり、西能美航路再々編についての議論の状況も踏まえ、8月2日の公共交通協議会に現行の27便を24便とする3便の減便案を提示させていただいています。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 副市長、ちょっとお聞きしますけど、おたくは交通協議会の会長ですよね。教えてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） このたびのこの法定協、これは規約によりましてですね、副市長が会長を務めるというふうな規約になっておりますので、自動的に私が会長の役を務めさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） それでは、副市長、すみません、2日の交通協議会で住民説明会を開いてくださいという要望をしました。

そうしたら、27日に説明会を開いてもらったんですが、きょうの責任者おらんじゃないですか。当日説明した責任者きょうおらん。どういことですか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） きょうは3名の補助説明員、いわゆる企画振興課長、財政課長、総務課長、3名については、議会の方がですね、議会の方から、執行部側はですね、3名をぜひともお願いしたいというお願いを繰り返しておりましたけれども、議会の運営委員会の方ですね、今後は3名の同席は許可しないという連絡がございましたので、きょうは出席をしとりません。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 私はどういう関係でこうなったんかわからないけど、私は市民の代表なんです。市民の代表がこういう質問をするということが分かっと思って、なんでその肝心な人を出さるのですか。説明してください。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 10時26分）

（再開 10時34分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） わかりました、議長の言うことなら言うこと聞きます。

それでは総務部長答弁するんですか。総務部長答弁してください。

それでは27日の説明会に、町民が何名来られて、主な意見はどういう意見が出たのか教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 8月27日にですね、本庁の方で、能美町の住民説明会を開催いたしました。

そのときには70名の市民の方がいらっしゃいました。

その中のかいつまんで申し上げますと、主にですね、企業局において民間並みの経営改善を行ってもらって、黒字化して企業局の交通船を継続できないかというのが一番大きな声でした。

そのほかにもですね、航路の値上げや大幅な減便は人口減少につながるということもありますので、一定の水準は維持してほしいとかですね、企業局の努力だけではなかなか今の状況では難しいことがありますので、交流定住とかですね、そういった施策の方をしっかりと市の方で考えてやってほしいというのが、主な大きな主な御意見でお聞きしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 私は27日の説明会に行きましたけど、そのときの町民の大きな意見が、資料は誰がつくったんかというたら、企画課長が、交通企業局のことを参考につくりましたということで、町民がそんなばかなことがあるかと。この説明会に企業局長をつれてこいやというていう声があったんだけど、そこらについてはどう考えますか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今回のですね、説明会の部分はですね、3案提案させていただいてきました。

その他にですね、企業局の経営状況、そういった部分につきましては、企業局から資料をいただいて、それを取りまとめたもので、今回の説明会に臨みさせていただいております。

ですから、全体の部分につきましては、企画振興の方で取りまとめまして、その一部分の中の企業局の経営の分につきましては、企業局の資料いただいておりますので、議員さんおっしゃってのように企業局の方の説明がなかなかできないじゃないかということがございますので、そこらの部分は十分今後説明ができるような体制で臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） はいじゃ町民が要望した、企業局長が、現地へおって説明会でちゃんと説明できるように今後するんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今回、市内5地区で説明会させていただきました。

この30日に全部終わりました、今、集計というか皆さんの御意見をいろいろ検討いたしております。

その中でですね、市民の方がいろんな要望を出されております。

その中で、市民の方に説明していく中で補完しなければならないとかですね、そういった部分もございましたら、再度ですね、うちの方でいろいろ検討いたしまして、市民の方にどういった形で流して説明をしていくかとかいう部分につきましても、そこらの5地区の皆さんの意見を踏まえましたもので検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 27日の説明会の時に、住民からいろんな要望が出たんですが、それに対して、企画振興課長何も答えん、にやっと笑ってすましている状態、それでは説明を聞きに行つとる住民が、夜遅いのに疲れとるとこ行つとるんで、説明会ならんと思うんです。

やはりこういうことについては、高田、鹿川、中町の3地区において十分な説明をして、住民の意見を十分聞いて、それから委員会を開いて、住民からこういう要望があった、どうしますかというふうにやっていくのが普通じゃないかと思うんですが、今の執行部のやり方は、形だけの住民説明会を開いたらいいと。それはどう生かすかいうことを全然吟味しとらんように思うんですが、そこらあたりどうですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今議員さんおっしゃるとおり、そういった部分をですね、今回説明会開かさせていただいて、吟味していないじゃないかという部分もですね、十分中で検討いたしまして、補足しなければならないような部分もございましたら、今議員さんおっしゃったように、もっと細かい部分で、今議員さん、当日御要望されとるような部分もありますよね。3地区で説明会開いてほしいとか、そういったような御意見も出されておりますので、そこらの部分で市民の方にそこらの説明が十分できてない部分があるということで、うちの方で、そういった部分がありましたら、また再度そこらの部分も検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 27日の説明会の時に、私は傍聴してて感じたんですが、やはり執行部は、形だけのことを取っとる。

住民説明会をするというた、はい、わしらやったで。ほいで委員会じゃ、こういうあれじゃったということを詳しいことをやらずに、前へ進んでしまう交通協議会の会長の音頭で、そういつてしまうように思うんですが、そこらあたり今後は、住民の意見を十分聞いた上で、委員会開いてもらえんですか。

それとも今までどおり委員会やるのに、形だけのものですかどうですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほどから申し上げておりますように、今、今回5地区で開かしていただいて、市民の方にいろんな意見をいただいております。

それをやはりですね、議員さんおっしゃってのように、協議会へ上げていく段階ですね、それなりのいろんな意見をまとめたものをですね、協議会の委員さんに御報告せんにゃいけんということが責任がございますので、そこらの部分は、今回の先ほどから申し上げますように、説明会の中で補完しなければならない部分は今後十分またどういった形で補完せんにゃいけんとかいう部分、まずしっかり検討しまして、そこらの部分を補完した上で、しっかり上のほうへ、協議会の方の説明できるような形で上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この交通協議会というものは、住民の声を十分反映しながら進めていくべきじゃないかと思うんです。

ということは、私がこう見とるのに、形だけのものを進めて、はあわしは十分住民説明会したけええわいのというようなやり方じゃないですか。

この西能美航路というのは、鹿川、中町、高田の人が一生懸命能美町時代に守ってきた航路なんです。

そういう人の意見を聞かずに、江田島でやった、大柿でやった、沖美でやった、沖美の2か所でやった。

そこでどんな意見が出るんですか。

やはり実際苦勞して守った町民でないとわからんと思うんですが、そこらあたりどうなんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さんのおっしゃるとおりです。

ですから、行政としてもですね、そこらの部分を協議会に上げていく段階で、しっかり説明できるような形の説明会の検証させていただいて、そこらの補完できなかった部分については、しっかりまた対応させていただいて、協議会の方へ上げていきたいというのが今の回答です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 最後になりますが、私が何回も言うように、こういう大事な問題は、執行部がええわいええわいいうんでなしに、住民の声をしっかり聞いた上で物事を進めてください。

以後そうしないとやはり町民についてきませんよ。

私のところへ何回も何人も、おい大石どうなっとるんなら、どうするんなら言うて聞いてくるんですが、私は、まあ待ちんさい、今交通協議会の説明会やっての、こういうふうにしとる言うたんよ、それじゃわからんわい、ちゃんと説明会を各地区で開けやという要望が多いんですが、そこらあたりどう答えますか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さん今いろいろおっしゃっての部分も踏まえまして、今回5地区でやっておりますので、そこらも十分うちの方で内部でしっかり検討させていただいて、今おっしゃってのように、各地域、今の能美町の方で、例えば、全体だけじゃなしで、それぞれの3地域で、そういった部分の説明が必要というような判断が補完できてないような分がありましたら、それはそれに応じて対応させていただきたいと考えております。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） ここにおられる議員の中でも、それは西能美航路のことじゃけえ西能美で片づけやという意見の人が多いんじゃないかと思うんです。

でなく、江田島市全体の問題として考えていただきたい。

というのは、市長を初め、町民の皆さんが、どのようにこの再々編を考えておるか、そこらあたりをよく考えてから事を進めていただきたい。

これを要望して、私の質問を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、6番 大石議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

13時まで休憩を行います。

（休憩 11時42分）

（再開 13時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続いて一般質問に入ります。

19番 胡子雅信議員。

○19番（胡子雅信君） みなさん、こんにちは。

19番議員、通告に従いまして、1問の質問をいたします。

江田島市において、回収した資源ごみの売却収入は、平成23年度決算で1,044万円。また、つい先日配付されました平成24年度決算で1,119万円。こちらは破砕金属、ビン缶及びペットボトルの売却収入であります。

近年、自治体や、その指定業者以外のものが、資源ごみの回収拠点から無断で持ち去ることに対して、禁止する条例を制定する自治体が増えております。

江田島市においても、ごみステーション等に集積される資源ごみを、市と関係のないものが、収集前に持ち去りケースがあるとお聞きします。

以前、ごみステーションの資源ごみ等の所有権は市に帰属するという回答をいただいたと記憶しておりますが、資源ごみの持ち去り行為について、市の見解を伺います。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 資源ごみの持ち帰り行為についての御質問にお答えいたします。

本市においては、家庭等から排出された一般廃棄物は、一般廃棄物処理実施計画により定められている方法で、収集処理されております。

その中で、資源ごみについても、市が収集を委託している業者により、適正に収集し、中間処理施設に運搬されており、このことにより、市民にとっても安心な資源回収として、安全・安心のまちづくりにもつながっているところです。

ところが、近年、市の委託業者以外の者が、ごみステーションに出された資源ごみを無断で持ち帰る行為があり、このことに対する苦情が市に寄せられています。

こうしたことから、本市では、資源ごみの持ち去り行為を防ぐため、ごみステーションに看板や張り紙などで、持ち去り禁止の表示をするなどの対策や、持ち去り行為は、夜間・早朝が特に多いため、自治会や公衆衛生推進協議会などの協力を得て、地域住民に対しての、ごみ出し時間を守ることの注意喚起を行うなどの取り組みにより、一定の効果は表れてきていますが、未だに持ち去り行為が発生しています。

そのため、新たな方策として、資源ごみを無断で持ち去ることの禁止や、資源ごみの所有権は市に帰属することも規定した条例の整備を進めたいと考えています。

条例を整備することで、これまであいまいであった所有権も明確になり、無断での持ち去り行為に対し、さらなる効果が期待できると思っています。

その他条例に規定する内容などについては、既に制定している自治体の状況を参考に検討したいと思ひます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） おおむね私が求めている回答が今市長の方からありました。一つには持ち去りについての条例整備、これは今後行われる予定ということであり

ます。

まずここで一つ確認をさせていただきたいのが、一応今資源ごみといえば幅広いものがあります。

例えば、新聞紙等の古紙、あとは段ボール、または衣類、そういったものがまずあります。

今、私の認識しているところでは、各自治会とかですね、いわゆる自治会単位で古紙に関しては、もしくは段ボールに関しては、収集している団体があると思ひます。

例えば、私が今住んでいる大古地区であれば女性会、あとはその他の地区では自治会が行うというふうに認識なんです、江田島市31自治会でございますが、おおむねどういった組織が古紙回収に、要は市から委託されているものと僕は認識なんです、委託されているものなのか。

おそらくこれは回収した中で、交付金という形で、各収集される自治会もしくは女性会にこれは交付されてます。

これは、決算とかそういったところにも交付金ということで、例えば平成23年度の決算の施策に関する報告書でいくと交付金が354万円という数字になっております。

そういったところで、今私がお聞きしますまず1点目は、古紙回収で、どういった諸団体が交付を受けて、また、それに対しては市との何か認定というんですかね、その登録手続というものがあるのかどうか、ここをまずは教えていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ただいまの質問なんですけども、私の知る限りではですね、今の古紙回収に携わる団体はですね、自治会、女性会、その他の大君は別な何か空山会とかいう団体もありますけれども、その他、申しわけないですけども、私もそういった団体で扱ってることしか承知しておりません。

のちほどその他団体がありましたら、また、お知らせいたします。

ここらの、こういった団体については、集団回収という言い方をするんですけども、こちらについては、事前に市の方に、市の方に連絡をしていただいでですね、うちの方から許可を出しまして、先ほど議員さんが言いましたように、取り扱いの補助金を交付しているそういう状況です。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今ここで申し上げたいのがですね、もう既にそういうような集団で回収されていると、今、市民生活部長の方がそういう中身を把握されてないということがまず一つの大きな問題だと思います。

これはもちろん担当所管であれば文教厚生常任委員会でも、そういったところでもいろいろ調べていかなくちゃいけない点ではあるんですけども、そういった今の古紙回収、段ボールを含めてですね、どういう団体がどういうふうなルールにのっとって補助金を申請しているか。ここらへんのところを改めて、おそらくルールがあるから流れているんだと思うんですよね。

そこをこういった質問、事前にもう通告させていただいているわけで、そういったところをやはり真摯にお答え願いたいなというふうに思います。

それで今、市長の方から条例もこれから整備するということです。

今、近年ですね、今はちょっとアルミ缶等々の換金率が下がっているかとは思いますが、よく古紙が高くなったときにですね、大阪市であるとか、いたるところで、市もしくは自治体の集積ポイントから、いろいろその取っていくという流れがありました。

当時、私の方も、アルミ缶が高い時期ですね、もう何年か前だと思うんですが、市の方に対して、これはごみステーションに置かれた物に関しては、どこが所有権があるのかということをお聞きしました。

そのとき、所有権は市にありますということなんですけども、一応今資源ゴミの持ち去り禁止条例をやっている団体、自治体との中の話しをいろいろ私も調べていく中で、やはり条例に、市がちゃんと所有権を持っていますよっていうものが明記されていない限

り、なかなか刑法でいうところの窃盗罪のですね、告発というのは難しいというふうに調べておるんですが、今、市としてはどういうふうなお考えでいらっしゃるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ただいまの質問なんですけども、先ほど、市長が答弁しましたように、今考えてる条例につきまして、その中に規定するのは、持ち帰りの禁止と資源ごみの所有権は市に帰属するという事なんですけども、あと、他市の状況を見ますと、それ以外にですね、ただ、所有権につきまして、市に帰属するというだけで、窃盗罪で検挙するというのはなかなか難しいところがあります。

ほかの自治体の状況をみますと、条例違反で罰するという事で、条例の中にですね、いわゆる行政罰としての過料を規定するとか、場合によっては刑法でいう罰金刑、あるいは、その他の決め方としましては、指導とか勧告とか、氏名の公表という規定の仕方もあるんで、今度市の方が考えているのは、その辺を含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） おそらく、これまでもですね、議会もしくは委員会の方で、そういうふうな話があった場合に、いろいろ検討しますという話がありました。

今、今回私が質問するによって、いろいろ行政の方も調べられていると思っております。

もちろん条例に、例えば持ち去り禁止という条項があったとして、あとは行政罰、例えば今古紙回収の部分においては、愛知県下の付近の条例をみてみますと、いわゆる罰金20万という数字がまず一つの根拠が、ごめんなさい、20万という、その条例に盛り込む自治体がふえているというところ、おそらく市民生活部長もお調べになってわかっているかと思うんですけども、もちろんその中にはいきなりというわけにはいかんでしょうし、まずは何か発見したときには、行政指導とか、そういったものが、もちろん証拠書類がない限りは、いろいろ、持ち去ろうとされる諸団体に注意をすることはできないと思っております。

それで、今、市が条例を整備とお考えですが、新たになのか、もしくは今既に規程されておりますいわゆる江田島市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのがありますが、そちらの方に追記しという形になるのか、いつごろ考えていらっしゃるのか。

要は我々議会として、もう何年も前からお話をさせてもらっている中で、今こういうふうに私が質問した中で条例を目指してますっていうふうなお答えなんで、それまでの期間どういうふうに御検討されたのか、そこら辺のところ、お答えください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 一つ目の回答なんですけども、現在、議員さんが言われたように、廃掃条例があります。

他の自治体では、単独の禁止条例というところもございますけれども、一般的には、現在ある廃掃条例にそういった禁止の規定を盛り込むというのが一般的なので、江田島市においてはそういう方法で考えております。

今まではですね、よく都市部の方では、組織的に大規模にやるそういった行為をするところがありまして、江田島市の場合は、そういったことが見受けられませんでしたので、立て看板とか張り紙、そういったことでの対応で済ませておりました。

条例の制定時期なんですけども、早い時期に事務を進めたいと考えております。以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） そうですね、早い時期もお願いしたいですし、今、まさしく江田島市も、環境に関する条例、環境基本条例ですかね、これも制定されました。

もちろん循環型社会ということで、幅広く、もちろん今江田島市自身も、ごみの回収等々の御案内の部分で、そこを積極的に市民の皆さんに啓発している。これは広報江田島でもされているところです。

基本的に、今そのごみステーションにごみがいりました。そこの処分までの責任はどこに、どこが責任を持つ仕事になるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） それは廃掃法の法律にもありますけれども、家庭から排出された一般廃棄物は市の責任において処理するということになっておりますので、市であると考えております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今、市民生活部長がおっしゃったようにですね、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらにおいては、自治体、いわゆるここでいくと江田島市なんですけども、江田島市が責任を持って処分のところまでやっていくのが法律です。

もちろん条例にも、そのようにうたわれているところがあって、では、そのごみステーションで、例えばアルミ缶を、市の委託している業者が持って行く前に、どこかが取っていった場合、そこがなんかうまくわいに処理してなければ、全くもってこれは市の責任ということの私は理解でそのとおりでよろしいですね。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） そういうことです。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） そういう意味では、結局そういうことになりましたが、今ごみステーション等で、市に委託している業者以外で、その持込がありますよって苦情が、市の方にも何件か通報があったというお話ですが、これまで何件ぐらいその通報がありますでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 市に直接苦情等の報告はですね、数件です。

ただ、直接市の方に報告がないのもあるかもしれませんが、市の方に報告があったのは、年間数件でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） それで今、私が一つ提案でもないんですが、おそらくアル

ミ缶等に関しては、今その古紙回収とかの部分、自治会であるとか、それに類する団体、女性会とかですね、そこが集団回収として、自分たちの活動費を賄っているというふうに私は認識しております。

一方で、アルミ缶においても、いろいろな諸団体が何らかの形で今回回収して、いわゆる換金率が高いときにですね、その収支業者というかですね、金属買い取り業者にもっていつてもらっているケースはあるかと思うんですけども、今、市の方で、そういった諸団体があるかどうかという把握はされているのか、されてなくてもいいんですが、そういうされているその団体、ペットボトルのキャップでもいいんですよ、それをされているのはどういった団体があるかというのは、市民生活部もしくはその今いがいと福祉関係の団体が動いてらっしゃるところがあるんで、もし福祉保健部長が把握されているのであれば、教えていただきたいなと思います。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 私の方も具体的にどういった団体があるというのは把握しとりませんけれども、ただボランティア活動において、そういうアルミ缶を回収したものをですね、地元の団体がですね、直接そういった業者に持参しまして換金してるという話は聞いたことがございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 先ほどペットボトルのキャップという話ですけども、ちょっと私申しわけございません、どういう団体がやっとなかというのには申しわけございません、把握してません。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） そこをまた、福祉保健部の方もですね、おそらく、そういった福祉関係の諸団体が、そういったところを回収をして、それを換金をして、自分たちの活動費に賄おうという本当に努力をされている団体もあると思いますんで、またそういった側面からもですね、こういう団体の動きをですね、把握していききたいなと思っております。

また、江田島市社会福祉協議会、社協ですね、社協の方もおそらく空き缶を収集されてるんじゃないかなと思っております。

こちらの方も、いわゆるある程度のその換金率が高いときにアルミ缶、おそらくあそこはアルミ缶を圧縮する機械を持っていると思うんですよ。

そういった意味で、空き缶の圧縮をして、市協が要はいわゆるどういうんですかね、アルミ缶のリサイクルの単価が高い時にそれを出して、そこの換金したものに関して、事業運営の一部として賄っていると思われまますので、そこもあわせて確認していただきたいと思います。

今のアルミ空き缶の分なんですけども、おそらく今何十か何百かのごみステーションがあると思うんですね。

で、ある一部の地域はおそらくアルミ缶の部分は指定業者が回収せずに、そのあと、どこか団体が回収し換金しているというふうなこともあるかもしれませんので、実際ご

みステーションの中で、どういうふうにもアルミ缶、おそらく1番換金率が高いのはアルミ缶だと思いますんで、それはどういうふうな収集になっているのか。そこをちょっと確認していただきたいと思います。

それとあとは今の流れですけどね、今はやはり資源のリサイクルをしていこうという事で国を挙げて動いております。

市の方も、市民の皆さんへごみを出す、先ほど申し上げましたけども広報とか、あとはごみ収集の出し方とかいうものをですね、積極的に広報、回覧流してますよね。

それとあとは、今、今年度から始まった市民のいわゆる出前講座にもですね、環境課の方がですね、ごみについてのリサイクル、そういったものも講座として入っております。

その講座なんですけども、ここの今まだこの4月からですが、ごみに関する講座でちょっと出前講座をしてほしいっていう団体とかがあるかどうか。もう今、8月ですよ、4、5、6、7、8、5か月ですけども、そこら辺のお問い合わせとかありますでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 実際に出前講座を希望もありまして、実際に何か所か、まわっております。

具体的になちょっと団体、女性会だったと思うんですけど、能美の方の女性会だったと記憶しておりますが、実際、出前講座も行っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） それで一つ提案っていういいかたは、提案というところになるんでしょうか。

今例えばアルミの換金率が高く、いわゆる持ち去りをしている可能性のある資源ごみっていえばそこになると思うんですよ。

そこを例えば、自治会もそうですけども、老人クラブ、女性会、もしくはPTAとかですね、そういった諸団体で、リサイクルに要は貢献しつつ、そういった市の指定した任意団体として、そこに収集をしてもらうとかですね、例えばごみステーションの中に、例えば福祉に興味があるところがあればそこに任意団体のカゴをもう一つ置いて、それに対する賛同者が、そのカゴにですね、アルミ缶を置いて、彼らのいわゆる募金じゃないですけども、どういうんですかね、援助的なカゴを一つ置くことがそういうことはいかがなものでしょうかね。これはもちろん市長が許可をした団体に限ってということですよ。

まだそういった仕組みがないと思うんです、この江田島市にはですね。そこらへんのところどうでしょうか。

検討の余地があると思うんですが、今即答はできないと思うんですが、この考え方がいかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今の議員の提案なんですけども、基本的には、先ほ

ど答弁の中にもありましたように、一般廃棄物の処理については、毎年制定しております一般廃棄物処理計画に基づいて行っております、その中に資源ごみもちゃんとうたっております。

今、議員提案のように、そういったアルミ缶のような換金率の高いものについて、集団回収でできないかということなんですけども、そういうことは、ごみの減量化とかですね、リサイクルにつながることも大変いいことだとは思いますが、古紙については今も場所も決まっていますし、確立されて、システムが適正に稼働しておりますけれども、今の分につきましては、今この場で、どういうふうにしたほうがいいというのは難しいので、前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今本当にごみのサイクルにおいては、日本全国でいろいろな自治体でいろんな知恵と工夫を考えています。

例えば今私が申し上げた資源ごみを回収する団体ですね、集団回収の仕組みなんていうのは、名古屋市とか結構参考になると思うんですよ。

例えば、子ども会とか町内会、いわゆるここでいう自治会だとは思いますが、あとは小学校区単位とか、すべて一律に江田島市でお願いしますじゃなくて、その地域地域でやっぱりそういった集団回収したいという団体があると思うんですよ。

そのためには、まずは江田島市として、今すぐにでは難しいと思いますが、いろいろな全国各地の先進事例を見ていただいて、江田島市にとって最適な資源のリサイクルも含めた各種補助金、各種団体が、その活動資金今非常にね、合併してからどんどん補助金がカットされる中で、創意工夫でいろんなことやってます。

そういった土俵づくりをぜひ市の方にお考えいただいて、また、江田島市の環境に関する市民の皆さん方の認識を高めていただくということで、これをお願い申し上げます、私の質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上で、19番 胡子議員の一般質問を終わります。

つづいて、7番 片平 司議員。

○7番（片平 司君） 7番議員、通告に従いまして、質問に入ります。

災害対策について質問をいたします。

9月1日は防災の日でした。

90年前の関東大震災の実情等初め、災害についてテレビ・新聞等で教訓を生かすために、今何をしなければならないかが報道され、身が引き締まる思いでした。

平成7年1月の阪神淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。

このうち地震による直接的な死者は5,502人、さらにこのうち約9割の4,831人が建物、建築物の倒壊等によるものでした。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、そして平成23年3月の東日本大震災は、複数要因による超広域災害であり、10都県にわた

り被害が広がり、その影響は現在も全国に及んでいます。

人的被害は死者1万5,883人、行方不明2,656人、負傷者6,145人で、原発被害を含め過去最大です。

2年6か月がたっても、福島原発事故はいまだに原因もわからず、収束もできず、悪化をし、海へ汚染水が流れ出る最悪の状況となり、復興の兆しも全く見えていません。

1日も早く被災された方々の生活の復興願い、この経験を生かさなければなりません。

今後起こるとされる大地震、東海、東南海、南海地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに現在起こっている劇的集中豪雨、被害は大変な状況です。

国も南海トラフ巨大地震に来年度必要経費を盛り込み、地震対策を進めるとしています。

本市においてもその対策は緊急課題です。

次の3点についてお伺いいたします。

1つ、住宅周辺及び河川、溝などの環境整備。

1つ、避難場所指定について。

1つ、耐震改修を含めた住宅リフォーム助成制度の再実施。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 住宅周辺及び河川、溝などの環境整備について、お答えいたします。

まず、1点目の河川や水路、道路側溝の環境整備についての御質問にお答えいたします。

本市が管理する河川や水路については、地震や出水時の護岸崩壊や浸水被害の防止のため、堤防・護岸等の適正な維持修繕や流水断面の確保に努めることとしております。

このうち、河川護岸等の維持修繕については、護岸の抜けや緩み、川底の深掘れなどの現場状況を踏まえ、緊急性のあるものから順次、施工しておりますが、草刈りや浚渫については、十分に対応できていないのが実情です。

また、住宅周辺の道路側溝等への土砂の堆積については、出水時の道路冠水や周辺の浸水被害につながることから、道路巡視や市民からの要請により適宜撤去を行っておりますが、箇所も多く、今回補正予算を計上させていただきました。引き続き、対応を図ってまいります。

一方で、河川や道路は地域の共有財産であり、アダプト制度などを活用して、河川・道路の美化や機能維持に取り組み、地震や洪水に備えていただくことも必要であると考えております。

自然災害については、最近では、大地震や過去に経験のない豪雨も発生しており、土木施設の計画規模を大きく超える自然災害も見られるようになりました。

このため、既存の構造物について適切な維持管理をしながら機能保全を図って活用していくことは当然ですが、ハザードマップなどの防災情報を通じた平時からの防災意識の醸成や、危険箇所や避難場所の周知など、ソフト対策もあわせて進めていくことで、

地域の総合的な防災体制の構築を図り、市民生活の安全確保に努めることとしております。

続きまして、2点目の避難所指定についての御質問にお答えいたします。

避難所は、市内106か所の施設を、地震、土砂、高潮、津波の災害別に区分して指定し、そのうち24か所が自主避難場となっています。

現在の避難所につきましては、施設の施設状況や地理的な要因が、十分に考慮されていないのではないかという御指摘をいただいている場所もございます。

東日本大震災では、切迫した災害から逃れるための避難場所と、避難生活を送る避難場が必ずしも明確に区分されておらず、被害拡大の一因となったことから、本年、災害対策基本法の一部が改正され、指定緊急避難場所と指定避難所の基準が政令で示されることとなりました。

本市においても、災害対策基本法の改正趣旨と政令の内容に基づき、基準に適合しない避難所については順次見直しを行い、市民の皆さんに周知していきたいと思っております。

3点目の耐震改修も含めた住宅リフォーム助成制度の再実施についてですが、平成22年度から実施した住宅改修工事補助事業は、元々3か年の緊急経済対策として創設したものです。

事業の実施により、一定の効果を上げたことから、平成24年度をもって終了したもので、経済対策を目的とした助成制度の再実施は現在のところ考えておりません。

一方で、それに代わる新たな住宅施策として、本年度より、安全で安心な住環境の向上を目的とした危険家屋除去補助事業と、地震に強いまちづくりを目的とした木造住宅耐震診断事業を創設しております。

議員御指摘の耐震改修補助制度につきましては、本年度の木造住宅耐震診断事業の利用状況を踏まえニーズを把握し、導入時期を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それでは、1項目ずつ、順次、再質問を行いますので、よろしく申し上げます。

まず1点目の住宅周辺及び河川、溝などの環境整備についてですが、7月広報です。道路にはみ出した樹木は所有者で伐採を、という記事がありました。

成果はどのぐらいありましたか、答えてみてください。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 成果でございますが、申しわけありません。

きょうは手元に資料を持参しておりませんので、詳しい資料がまたわかりましたら、御報告させていただきます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ということはですね、広報には載せて、住民には周知をしたが検証してない、成果が何ぼあったかもわからん。これじゃ何のために広報に載すんで

す。今後の計画はどうするんですか、教えてください。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 伐採をお願いしているという趣旨でございますけども、本来は道路とかそういう範囲に、その土地の所有者が持たれている木とかがですね、はり出してくるということは、そもそもは、その土地の所有者の責任で、伐採していただく、それをお願いしているというものですので、それに対して、市の方でどれだけの木が倒れてきて、それをお願いするというような計画というものは持っておりません。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 道が狭いところね、広い道はええんですよ、まだ、狭い道、特に里道、里道まではいかんでも、狭い市道なんかは、木が生い茂って、草が多い。いっぱい生えて道が狭くなる。こういうふうな、定期的に草刈りをしてほしいとかですね。まだ、さっきも言われましたけど、川が泥が山から流れてきて、川が埋まる。その上に草が生える。ほいで川の護岸というんですか、崖は、これ草だけじゃなしに木が生えてどうもならんところはいっぱいあると思うんです。

あなたも江田島市に赴任されてもう半年たつとるんじゃから、現状は知つとると思うんですがね。

そういうのをですね、除去してほしいいうふうな要請がようけきとるんですよ。

ほいでまだですね、あるんですよ。砂浜、波で砂が上がりますよね。これがまた川というか溝というか、せき止めをして、これがまた、池みたいになつとるとかね、こういうなんがあるよね、2、3日前の雨が30ミリか40ミリじゃったと思うんですが、50ミリ、60ミリの雨が今降るのは全国的にたくさんあるわけなんですよ。そういうときにですね、これ大変なことになるんじゃないか思うんですがね。

先ほど樹木、庭木はまあ個人の所有じゃけえ、じゃがそうでない、そうでない言い方はおかしいんですけど、要は、山とかちょっと人家から離れた所のいうとこの川とか、道路の側の木が生い茂つとるとか、川が埋まつとるとかいうところはね、市はどういうふうにしようか思うとるんか。ちょっと個人のもんじゃけえ難しいっていうんじゃけど、今後どうするんです。1番問題は埋まつとる川とか、川の両岸に生えとる木なんかをどうされるんかをちょっと答えて下さい。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） まず、川の水路の埋塞とか、そういうような状況でございます。

これにつきましては、まず、過去の、予算の範囲ですつと除去していかざるを得ないわけですけども、それをすべて要望にお答えできると、先ほどの市長の答弁にもございましたが、なかなか全部が全部こたえと、おこたえして、対応していくというようなことができない状況でございます。

市としましては、住民の方からお話をいただいたところ、順次見さしていただいて、その状況を確認させていただいて、程度が非常に、土砂の堆積が大きいということであればですね、取らしていただくようなこと、それから、過去に浸水被害があったようなところにつきましては、出水期前にも見さしていただきました。

例えば大原の八幡川とかですね、そういったようなところについては、土の撤去をさせていただいたところがございます。

それで河口の土砂の堆積につきましても、今年度も出水期前、私も現地も見ましたけども、例えば中町のあたりで土がたまっているところもございました。

これらにつきましては、わかればですね、管理者である、河口の埋塞ということになりますと、県の方へ連絡をして取ってくださいというような、お願いをしたところがございます。

それから市が管理している部分の、ちょうど樋門のところに砂がたまって樋門が動かないというようなところもございましたので、それについては、市の職員も直営です、砂をとったり、そういった作業もさすようにしております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 私どもがね、この7月に行ったアンケートにですね、さっき言ったような、ようけ地図つきで送られてきとるんですよ。これまた担当課に持って行きますんでね、ぜひね、対処してください。これをお願いします。

次に入りますけど、住宅周辺整備の質問なんですけど、危険家屋除去事業というのがことし始まったんですが、5件ほどやるいうてね、これの現状、どうなんです、答えてください。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 危険家屋除去につきましては、今年度からやらさせていただきましたけども、今のところもう既に、一応5戸の応募がございまして、一旦数がいっぱいになったということで、今回さらに対応できるように、補正予算で増加のお願いをするようにいたしております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 私は、5件が、まだ、たくさん空きがあるかなと思っておりますが、5件が全部埋まって補正を組みたいというぐらいまで盛況なるわけで非常にいいことなんですけど、ただ一つね問題があると思うんです。これはね、規制がどうか条件が厳しい。この島のというか、江田島市内の業者でないといけんとかね、非常に屋根がもう落ちそうとかね、また中は穴があいて倒れそうなんじゃが、屋根が落ちてなけりゃこれ対象にならんとか、そういう規制が厳しいと思うんですが、その辺は、ちょっと規制を緩めるとかいうふうな考えはないんですか、どうです。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） この事業につきましては、今年度から始めさせていただいたばかりの事業でございます。

それで、既に要望もいただいておりますので、それらにつきまして、また、今年度実施をさせていただきまして、引き続きですね、そういう要望がずっと出てくるようであれば、検討していかねばいけないと思いますけども、当面は現在の要綱のままです。さしていただきたいなと思っております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 総務省のですね、最近の調査では、2008年ですけど、全

国的に空き家屋が757万戸、もう放棄された家屋がこの内約35%、空き家対策で新法を作り、国レベルの法整備が進もうとしておりますので、ぜひですね、江田島市もこれを強力に推し進めて、空き家対策を進めてもらいたいと思います。

次にいきます。

次、避難場所についてですけど、江田島市の防災マップといいますか避難場所の指定を見ますとですね、公園を除く避難場所が106か所あります。

これも以前説明質問したんですが、不適切な避難場所のしてですね、見直しをする、不適切なところは見直しをしますと言っておったんですが、どのように見直しをして変更を行ったか教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 避難場所につきましては、今議員さんがおっしゃるとおり106か所を指定しておりますが、その中で災害でもですね、地震、土砂災害、高潮災害、津波災害とか、いろんな災害が想定されます。

その中で、いろいろ対応できる施設がですね、それぞれ違ったりします。

例えば、地震災害でしたら106か所のうち36か所しか対応ができないような状況の中です、いろいろ見直しをやっていかななくてはならないんですが、その中で直近では、新たに、鹿田公園の管理棟とか三高保育園を避難所として追加はしております。

しかしですね、実際に、この災害、大きな災害、四つの災害に対応していこうと思えばですね、それぞれの施設のいろんな状況が違ってくる中で、今年度、災害対策基本法が6月に改正なりまして、この9月にですね、新たに政令でその基準が示されることになっております。

その基準をもとにですね、今年度中には、そこらの部分のしっかり区分を区分わけしまして、その区分わけしたものを、市民の方へ周知させていただいて、周知するだけでは実行がありませんので、今後、総合防災訓練とか、そういった機会を利用しながら、そういった施設の周知を図っていきたくと今考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 資料を見ますとね、106か所のうちに、津波浸水は大体3メートル以上で47か所が適正ですよとゆうなとるんですよ市役所の資料では。47か所は3メートルの津波に耐えられますよとなとるんです。

ところがですよ、まあまあところがじゃなしに、その前に他は59か所は3メートル未満なんなんよね。ほいじゃけど、南海地震の想定は大体3メートルですから。

これがね、もう1回聞きますけどね、3メートルは、ここは3メートルで大丈夫なんですよ言うて決められとるんじゃけど、この基準いうのは何をもってしとるんです。

さっき言った国がこうとかああとかいうんで決めたんですか。

国がああいうこういうのはだめなんですよ。現実にはここなんじゃけえね。

ほいで3メートルで47か所いう決めた基準いうんがあるんでしょあなた方が、この施設は3メートルで大丈夫ですよという基準、それは何なんです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） この基準はですね、国・県それぞれ防災計画、国から県へおりてきて、それを今度市町の方で運用していくわけなんです、今回南海トラフの関係で、地震、津波の関係の部分が大きく数値的に変わってきております。

そういった部分を踏まえてですね、ことしの9月に政令が改正されて、その基準をもとにですね、市の方も、今の、避難場所の高さですね、高さとかそういった部分を踏まえた部分で、指定を変えていかななくてはならないということで、今年度中にそこらの部分の改正を考えておると先ほど答弁させていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） という事は、これから改正をするということなんじゃないと思うんじゃないけど、これね、非常に不安定なんですよ。

2階建てとか、3階建てじゃったら、2階、3階建てになつとるけえ海拔ゼロメートルのところにあっても、2階、3階にあがりゃ、まあそこへおる人は助かりますよとか。ほいでもう一つは海辺だったりとか、江田島市は海のそばだから、ほとんど海辺なんですよ。とか、新開、昔干拓してつくったところじゃけえ海拔ゼロメートルと多いわけなんですけどね。そういうところがね、皆ほいじゃけど今なつとんですよ。指定されとる。

これはほいじゃから以前にも質問したんじゃないけど、全然検討してないんよねまだ、今検討中ということなんですか。12月までにこれはええがいにしますということなん。

例えばですね、中町の児童館、公民館でも、中町ですよ、高田の小学校も一緒ですけど、海拔ゼロメートルなんです。

ここへ、あなたのところの資料を見るとね、アール5いうふうになつとる。アールの5は3から4メートルですよと津波の高さが、いう説明なんです。

建物自体はゼロメートルに建つとる。まあ2階があるけえ、2階に上がりゃ3メートルぐらいあるけえ大丈夫ですよということで指定しとるんじゃないと思うんじゃないけど、その周辺の人が、そこへ避難するいうても、もう水は3メートル来とる。どうやって行くわけ。公民館でもそうなつとる。それ江田島市内にそういうところいっぱいある。

これは12月までに、ほいじゃ直すということなんですか。今言った、どうなんです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど市長のほうから答弁もございましたように、今回の今の東日本大震災で今回南海トラフの地震想定、そういった新しい要素が今、新しく出てきております。

国の方もですね、これまで東日本大震災につきましては、切迫した災害から逃げるための避難場所等、避難生活を送る避難所、ここらのところがですね、非常にあいまいなところの部分がございます。

そういった部分が、国の基準の中で、そういった基準がございまして、それを各県、市のほうで、その基準をもとに避難所の設置をしてきておったんですが、そういったことでは、今の人命を守っていくには非常に脆弱な計画ではないかということで、今回、そこらの部分で、災害対策基本法の改正を行なって、その具体的な基準をですね、今回9月に政令を変えまして、その基準をもとに、市の方も、その基準の中で、今の避難所

の位置づけですね、いろんな災害が想定されます。地震もありますし、津波もござい  
ます。高潮もございませう。土砂災害もございませう。

そういった、それぞれの避難所がその役割を担うべき、その安全を確保できるよ  
うな施設はどういった施設ですかというのをきちっと明確にしたものを12月いうんじ  
ゃなしに今年度中にそこらの部分を改正していくというような今スケジュールでござい  
ます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それで、もう1点お尋ねしますけどね、今の件はね早急にね、  
やってもらわないと。

それとお寺がね、指定されとるんですよ避難場所に。これは大体高台にあるけえ、  
広いし、ええんですが、これはあれなんですか、寺を指定したという理由と、これ補助  
金が出るんです。いろんな、どうなんです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） お寺も一応指定しとるぶんもあるんですが、まず避難所  
を、避難場所を指定する場合はですね、基本的な考え方がですね、立地基準といたしま  
して、人の生命または身体に危険がおよぼすおそれがない土地の区域を安全区域として、  
定めていくのが基本になっております。

そのお寺がですね、例えば、高台にあるということになりますと、津波の被害は多  
分大丈夫じゃないかと思うんですが、今度は土砂災害はどうでしょうかとか、いろんな  
ことが出てきます。

そういった部分を踏まえて、指定していくような形にはなるんですが、お寺は市の  
公共施設ではございませうが、補助金が出るのかということ、そこらの補助金の部分  
は今そういった想定をされてございませう。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 東北の震災でもですね、避難した場所で死んだ、小学校があ  
りますよね大川小学校と言うんだと思うんですが、たくさん亡くなられました。

東北ではですね、津波テンデコという言葉もあるんですが、てんでに逃げよと、一  
刻も早く高い所へ逃げ。

ほいでね、これええ言葉があるんよ、このテレビ見よったらですね。地震はね、人  
の手でとめることはできないが、災害は人の手で軽くすることができるいう。

江田島市もね、早くですね、見直しをして、災害に強いまちづくりにしてもらわ  
んといけんと思うんですよ。

それでですね、次に入ります。

3月1日にですね、8事業所、9施設と福祉避難所協定をしましてという記事が、  
13年4月の広報に載っております。

これは高齢者、障害者、妊婦、要支援者とか一時受け入れる施設、一般の避難所  
では困難な人のための2次避難所、2次的避難所。

しかし県下でもですね、行政各施設、事業所の職員など、末端まで知られていない

状況が報告をされておるそうです。

当然、その協定の内容はですね、市役所の職員を含めて、行政の職員は知らんといけんのんと思うんですが、本市ではそれができておりますか、教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員今おっしゃるとおり、市内8事業者、9施設と協定を締結いたしまして、今現在、収容人数の数が379人を一応今想定しております。

そういった部分につきまして、職員の方に周知しておるんかどうかいような御質問ですが、その部分は、実際にはまだなかなか職員の中では伝わってない部分もあるとは、今感じておりますので、そこらの部分はしっかり職員の方にも、今後、市の防災計画見直しをやっていきますので、そこら含めて、市の全体中で、そういったいろんな部分を補完していくような、職員に周知徹底していくような方法で、職員に徹底したいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これね、3月1日に協定を結んどるわけじゃから、3、4、5、6、7、8、半年たつとるわけですよ。ほいでまだ職員に通知をされてない、こういうことなんですよ。これはね、大変なことなんですよ。

これ緊急時に、どこへ電話があるんか、役場にあるんか、消防署にあるんか、警察にあるんかしらんけど、警察は市役所の管轄でないですから除外するとして、まずは、役場でいえば、危機管理課が管理するんか、受付の方がするんかしりませんが、消防署はどこがするんかしらんですけどね、これ全部緊急ですよ。電話があるか問い合わせがあるかですよ。

地震が起こった、災害が起こったいうときにですよ、電話があつて、職員がちょっと待ってくださいいうてたら一回しをするいうようなことがあつてはならんのんですよ。

その辺をね、ちょっと、これから、ほいじゃどういふふうにするんかいうのがあるでしょう。ちょっと考えを教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 災害に起こった場合ですね、要援護者、要援護者の避難が1番大きな課題と今市の中でなっております。

その中で、自力で避難できないできる方、人の介助が必要でないとできない方、もうベットで自宅でベット生活されとる方で、そういった方の避難をしなくてはならない、いろんなケースがございます。

そこらの部分をしっかり今の市の中で、災害、要援護者の避難な部分につきまして、そこらんとこしっかり今から検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） やっぱり一つにはね、事あるごとに、市役所の中で、職員にそういうね通知をしていかにやいけん。勉強をささにやいけんと思うんですよ。ほいで、だれが電話を受け取っても、すぐ対応できるようにしてもらいたい。

それとですね、広報には出たんじゃけど、福祉避難場所どこにあるんか、ここにあるんかというのは、あれは出てないんですよ。あれには。

8事業所と9施設と福祉避難所協定をしましたという記事だけで、場所はどこかもわからんのんです。どこなんですこれは。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 市の社会福祉協議会、まほろばの里沖美、誠心福祉会、江能福祉会、こよの里親和園、椿会、妙覚寺、地域福祉センター鹿川、以上の施設が今指定をお願いいたしております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 今の施設はね、江田島市民は知りゃせんですよ。どうやって知らすんです。

ほいで市役所の職員も知らんのじゃろう。そこの今、8事業所、9施設の職員も知った人もおるかもわからんけど知らん人もようけおるんでしょ。それ全員が知らんやいけん。そういう啓蒙活動、教育をやってくれ言うとるんです。

まあやるんですねこれは。必ず、早いうちに。避難所の見直しと同じように、早よせんにゃ地震や災害はいつ来るかわからんのんですよ。

そのおとつかその前の大雨でも、もうちょっとようけ、20分ほどもうちょっと20分ほどよう降った、あれ50ミリ60ミリいっとるわけですからね。

川は大氾濫してからですね、大変なことになっとんですよ。

それでまだこれからやるんですよというような悠長なことじゃ困るんですよ。

早急にやってくださいねそれは。

次にいきます。

地域ではね、何十年も昔から地域の人たちで会館をね、会館、建物、維持管理してですね、大雨のときの避難とか、いきいきサロンとか、地域のコミュニティーの重要な役割を果たしてきた建物があるんですよ、江田島市内にも。

公じゃなしに、公というのは、市の管轄じゃなしに、地域の人が管理しとる、そのへん知ってます、場所。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 各地域によっては、自治会等の所有で管理されるところがあるのは把握しております。把握いうか一応知っております。

はい、以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ほいでね、そういうところをね、地域の人が大体もう皆、中町じゃったらですね、中町の高下とか迫田とか、まあ大体10メートルから50メートルぐらいの高さのところにあります。

そういうところを、ほかにもまだあると思うんじゃけど、江田島と大柿にも1か所か2か所あるんですよ。あなた方の資料をもらうと、見ると。

そういうところをね、避難所に指定をしたらどうかと思うんですが、どうなんです。

さっき避難所の指定の条件はこうとかこうとか言ったですけどね、ちょっともう

1 回言うてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） やはり、市民の方にとっては、避難する場所がその選択肢が多ければ多いほど、人命の尊重になりますので、そういった部分をクリアできるようでしたら、加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7 番 片平議員。

○7 番（片平 司君） はいじゃその件はですね、ぜひ、検討してからですね、避難所に指定してください。よろしく申し上げます。

次にいきます。

まずですね、住宅リフォーム助成制度の件ですが、平成 22 年からは 24 年までやられたわけなんですけど、これはどのように評価されておりますか。教えてください。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） この制度につきましては、平成 22 年度から 24 年度まで 3 か年、22 年度は年度の途中でございましたが、やらさせていただきました。

実施した世帯数がですね、256 件でございます。

それに対して、補助した金額が 4,924 万 4,000 円となっております、その補助の対象になった元々の工事費ですね、地元の業者の方に支払われた工事費が 4 億 6,700 万円余りというふうに試算しております。

その効果はですね、投資した額とその工事の見積額を比べますと、約 9.5 倍というところで、経済効果は一定の効果があったものというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 7 番 片平議員。

○7 番（片平 司君） これはですね、この不況にあえぐですね、中小業者の強い期待と要望にこたえる形でやってもらったわけなんですけど、先ほど言われましたけど、大きな経済効果があるわけなんです。

特にですね、24 年度は、世帯数でいえば 103、経済効果は 10 倍にもなってますね、市民の中にも制度が知れ渡ってますね、ようなときにあって終わったんですよ。限定立法ということですか、条例ということですか。

6 月末までは、業者から数件、7 月以降は時々問い合わせがあったということなんですけど、数字はカウントしてないんでわからん、いう答えでした。あなたのところに聞いたら。

これはね、非常にね、行政としては無責任なんじゃないかと思うんですよ。

いわゆる問い合わせの数が、多ければ大きければね、数をのこすとか、カウントするとか、まあ少ないけえもうはあええわとか、これ制度が終わったんでから、もう、はあもうこれは終わったんじゃからもうはあええというふうなことではね、今後はほいじゃ対策、この結果を踏まえて、今後どういうふうにするかということではできんじゃないですか。

そう思わんですか部長、どうです。そのへんはどうなんですか。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 確かに議員おっしゃいますように、制度がですね、24年度は特に早い段階で、予算の2,000万に達したということで、6月の中旬には、一応もう締め切らしていただいたということでございました。

その後の問い合わせ件数につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、このわずかだけきてるということで、それ以降把握してないではないかという御指摘でしたけれども、その事業が終了して以降ですね、確かに最初のころはあったんだろうと思うんですけど、その後、ほとんど聞かれなくなったというふうに聞いておりますんで、その把握の意識といいますかですね、それについての把握を、当然把握して行って、今後の施策に生かしていくというのが、やっぱりそれなりの考え方としては、正しい考え方かなと思います。

そここのところはですね、また、次のときにはそういうことのないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 次、まだ時間ありますよね、十分。

たぶん市役所はですね、何らかの事業を行った場合には、事業を行い、終了した場合は検証すると思うんですよね検証。やったんですねこれ。この事業も検証は、部長やったんでしょう。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） ですから、先ほどのデータでですね、経済効果があるという評価はさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 経済効果があるんじゃないけど、3年間の時限条例じゃから、もうみんなが喜んどのんじゃが止めますよということなんですよね今のところは。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 確かに、このリフォームの助成制度についてはですね、非常に利便性がいいと言いますか、いろんな特に用途を定めてないというか目的を定めてない、いろんなリフォームに使えるというような制度でございましたので、住民の方からの希望も非常に高いということでございました。

ただ、一般的にはほかの市町もこの制度を導入しているところもありますが、国とか県とか、そういう補助といいますかですね、そもそもこの制度を導入するとき、やはり公のお金を使って、個人の資産をふやすということに対していろいろと議論があるんじゃないかということが議会の中でも話をされたようでございますので、それで時限立法というか3年間で一旦切らしていただいたということでございます。

今後、こういうリフォームを再開していくかどうかという考え方についてはですね、やはり、今でもそのエコとか、そういったような特定の目的があればですね、それに対して国とか県とか、ああいうところからも補助制度があったりしますので、単純なこういう経済対策だけのリフォームというのは、一旦昨年で終わらしていただいたということでございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） まあやっぱり住民のね要望、業者の要望、いろいろあると思うんで、やっぱりこれからはですね、やっぱりこういう検証するときに、そういう声を十分踏まえてもらい、次にいきます。

市民の住宅の安全に対する意識向上をはかり地震に強いまちづくりを推進をすることを目的にですね、5戸耐震の無料診断をするというて、8月の広報に出ておりました。5戸ですよ。

耐震診断だけでは、住宅の安全に対する意識の向上、地震に強いまちづくりはできんと思うんですよ。

5戸のみの診断は何を意味をしておるのか、診断後の対応はどうするのかがないんですが、どうされるんです。教えてください。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 今回、耐震に対する意識の助成とかいうことを図るためにですね、木造住宅の耐震診断事業、今年度からさしていただいたわけですが、すけども、初年度ということで、予算も今回、80万ということでございます。

金額としては80万で5戸ということなんですけども、確かに非常に少ない状況でございます。

今回応募を募りましたところ、もう既に5戸達しておりまして、応募も一旦締め切らしていただいたということでございます。

今後はですね、この応募に対して、私どもの方で業者を選定しまして、その選定した業者が申し込まれた方のところ行って耐震診断をさしていただくと。それを報告書を提出させていただいて、その方の方で耐震、これは自分の家が、耐震をどれだけ満たしてないんだと、非常に危険な状態なんだということが分かればですね、それに対して、その部分の補強、耐震改修とか、そういったようなことに繋がっていかれると思っております。

今年度は初年度ということで金額も非常に少ないんでございますが、来年度以降、その拡充が図っていかれるというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） じゃあまあ今年度は初めてじゃから5戸ぐらいでもえかろうということやったんですねはいじゃ。

それで後フォローはどうするんですか、後フォロー。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） この耐震診断をすればですね、やはり、これからその耐震診断、毎年幾つかずっと継続をしていかざるを得ないと思っておりますけども、その耐震診断をした後は、やはり、その後についてくるのは、その耐震の診断した結果、不安、耐震基準を満たしていない家屋についての改築の補助と、そういったようなことを考えていかなきゃいけないんだろうと思っております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 耐震診断をして、もうあなたの家倒れそうなんですよというた

ら、補強せんにゃいけんなるね。

国はですね、耐震改修促進法を改正して、現状の耐震化率を平成27年度までには少なくとも9割にする基本方針を定めて、耐震改修促進計画策定の努力義務が、努力義務ですよ、市町に課せられているはずなんです、江田島市はどうなんですか。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 本市の場合ですね、平成18年に耐震改修の促進計画というものを策定しております。

その目標では、平成18年のときの耐震化率が、一般の家屋で47%というふう  
に推計をしておりますが、これを平成27年、国の目標は90%ということですが、本市の状況をかながみますと、そこまで高い目標は設定できないものですから、平成27年度に75%という目標を設定した計画を策定しております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） そこでですね、最後になりますけどですね、議長時間ありますよねまだ、10分。

市民の住居環境の向上等、地元業者への発注によりですね、地域経済活性化への大きな効果が期待されるんですよこの住宅リフォームとか、この耐震改修とかいうのは。

それでですね、一つは、耐震改修まではいかないが、住宅リフォームならで補強しようとか、いろいろあるじゃないですか、そういう希望者が。

そのためにですね、市民の声、業者の声、耐震改修も含めたですね、住宅リフォームの助成制度の復活をねぜひ進めてもらいたいです。

どちらにしてもですね、この耐震改修いうのは、耐震診断したら何らかの方策をせにゃいけんのでしょ。

そのときにはほじゃ市は、あなたの家は耐震診断をしたけど、直すのは金がようけかかるが市は何もしませんよ知りませんよというわけにはいかんと思うんですよ。その辺で、一つ市長最後に答えてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 耐震改修をしたから、それはそれ市がほっとかれんじやろういう話なんですけど、それはやっぱりあくまで耐震改修をするかしないかは、その持ち家の方の考え方でして、例えば数百万かかるとかいう話とか、いやいや50万60万で、例えばよくあるんが一部屋だけ耐震する耐震強化するというようなやり方もあってですね、それはその家の方の考え方がありまして、それを耐震診断をして耐震強度が足りないから全部それが市が何とか面倒見なさいよということは、それは到底無理な話なんで、それはケースバイケースで判断するようになろうかと思えます。

そのために、一定の基準を、例えば、耐震補強する場合でも一定の金額だけを補助を出しましょうという形になると思います。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） いろいろとですね、難しい面もあると思いますが、それは耐震化、耐震診断して悪い家全部市が補助して直せ言うても、これは大変なことになると思うんで、やはりその辺はですね、やっぱりさっきも言うた住宅リフォームの助成制度

の復活とかを含めてですね、幅広い考えを持ってですね、柔軟に対応してもらいたいな  
と思って、私の質問は終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、7番 片平議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

14時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時18分）

（再開 14時31分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 日程第5 報告第8号

○議長（上田 正君） 日程第5、報告第8号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました報告第8号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第8号について、別冊の平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により説明いたします。

1枚めくっていただいて1ページをお願いいたします。

1 平成24年度健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は4点でございます。

（1）総括表でその数値を示しております。

表の区分の横列の欄をごらんください。

1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率は、赤字額がないため、バーと表記いたしております。

3番目の実質公債費比率は9.9%、4番目の将来負担比率は、83.9%であり、表の区分、今度は縦列の方の3段目、4段目に示しております早期健全化基準、財政再生基準の値以内に、いずれもおさまっております。

この決算に基づく4つの指標値のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか一つでも財政再生基準以上になりますと、財政再建団体となります。

次に、2ページをお願いいたします。

(2) 実質赤字比率の算定根拠を示しております。

アの一般会計等の実質収支額の表の右端のE欄の実質収支額の合計が、こちらの方黒字となっておりますので、先ほど申し上げましたように実質赤字比率はバー表示となります。

次に、3ページに(3) 連結実質赤字比率の算定根拠を示しております。

それぞれの会計の実質収支額が黒字のため、連結実質赤字比率はバー表示となります。

次に一枚めくっていただきまして、4ページに(4) 実質公債費比率の算定根拠を示しております。

平成24年度の実質公債費比率は9.9%で、平成22年度から24年度までの単年度比率を3で除して算定したものです。

次に5ページには、(5) 将来負担比率の算定根拠を示しています。

それぞれ国の示す算定式にのっとり算定したものでございます。

次に6ページをお願いいたします。

平成24年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1) 総括表でその数値を示しております。

法適用企業で下水道事業会計、交通船事業会計、水道事業会計の3会計がありますが、資金不足額がないので、バーと表記いたしております。

法非適用企業の宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足額がないのでバーと表記いたしております。

それぞれの資金不足比率が、経営健全化基準、これは20%を超えるということですが、超えますと、その公営企業につきましても、早期健全化計画の策定、区別外部監査等が求められることとなります。

なお、7ページに法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページに法非適用企業の算定根拠を示しております。

10ページに参考資料といたしまして、各指標の対象範囲を示しております。

以上で報告書の説明を終わります。

○議長(上田 正君) 以上で、報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第8号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」は、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、金村代表監査委員に入場していただきます。

金村代表監査委員。

○代表監査委員（金村謙三君） 代表監査委員の金村謙三です。

お願いします。

それでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を去る8月5日から8月21日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合また担当職員から説明を求めて、慎重に行いました。

その結果、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成24年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（上田 正君） これをもって監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第6 諮問第2号・日程第7 諮問第3号

○議長（上田 正君） 日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第7、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました諮問第2号及び諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

最初に議案書2ページ、諮問第2号でございます。

平成25年12月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を、引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が福永朝男さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、68歳でございます。

この方は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続いて議案書4ページ、諮問第3号でございます。

同じく平成25年12月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を、引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名が田丸文子さ

んで、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、62歳でございます。

この方は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、2件の諮問でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本2案は、こと人事に関することですので討論は省略し、これより、直ちに採決に入ります。

本2案は、それぞれ人権擁護委員候補者として適任とすることに賛成の諸君の、起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本2案の人権擁護委員候補者は適任とすることに決定しました。

## 日程第8 議案第61号

○議長（上田 正君） 日程第8、議案第61号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第61号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） それでは、議案第61号について説明いたします。

内容については、9ページから13ページに改正条文、14ページから26ページまでに新旧対照表、27ページ、28ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しています。

27ページからの参考資料により説明いたします。

例年ですと、年度末に公布される地方税の改正に伴う税条例の改正については、6月議会への提案の1回ですが、平成25年度の国の税制改正は、衆議院総選挙の影響で、1月以上遅れたため、政令等の改正が、2段階に分けて行われ、施行日までに時間的に余裕のあるものについては、このたび公布されましたので、第2弾として、今回税条例の改正を行うものです。

それでは改正の要旨に入ります。

まず、第47条の2の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定ですが、現在、65歳以上の公的年金の受給者で、市民税を納税する義務のある方には、公的年金から特別徴収を行っています。

この特別徴収の現行規定では、市町村外に転出した場合には、特別徴収を停止し、普通徴収に切り替えることとされていますが、改正により、納税義務者が、賦課期日後に市の区域外に転出した場合でも、特別徴収を継続することができることとなります。

次に、第47条の5の年金所得にかかる仮特別徴収税額の規定ですが、改正点は法の年金所得にかかる仮特別徴収税額の算定方法の見直しに伴い、これを変更するものです。

まず、年金の支給月は、偶数月の4月、6月、8月と10月、12月、2月の計6回に分けて支給され、その際、市民税を特別徴収しますが、4月、6月、8月の年金支給月には当該年度の市民税の年税額の確定時期の関係から、前年度の税額により、特別徴収をするため、この3回分は仮徴収額となります。

また、10月、12月、2月の支給月には、既に当該年度の年税額が確定されていますので、この3回分は本徴収額となります。

ご覧の表の右側が現行ですが、仮徴収額4、5、6月の算定方法は、前年度分の本徴収額割る3による求めることになっています。

この算定方法を、左側の改正後になりますが、仮徴収額4、6、8月を前年度の年税額掛け2分の1割る3により求めるように変更するものです。

算定方法を本徴収額から年税額に変更することで、年税額に変更を生じる場合でも、毎回の徴収額の平準化が図られ、年金受給者の納税の観点からも改善されることとなります。

次の附則第7条の4は、引用条項の整備です。

次の附則第16条の3、附則第19条、その次の附則第19条の2は、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得の分離課税について、法律改正がありましたので、これに伴い、それぞれ規定を整備するものです。

次の旧附則第19条の2から旧附則第19条の6までと次のページの旧附則第20条、旧附則第20条の3、旧附則20条の5については、法律及び施行令に定めがあるため、今回、削除するものです。

なお、旧附則とは、改正前の現行条例の附則のことです。

次の附則第20条は、条ずれ及び引用条項の整備です。

最後の附則第20条の2は、関係法令で定める協約適用配当等に係る分離課税について改正があったことに伴い、規定を整備するものです。

今回の改正条例は、平成28年1月1日から施行することとしていますが、ただいま説明しました改正条文については、施行期日を、それぞれ規定しております。

前ページの27ページにお戻りください。

上の二つの改正については、附則で平成28年10月1日から、その他の改正については、平成29年1月1日からの施行としています。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） まずですね、施行期日であります、これ平成28年10月1日ですから、3年ぐらい先ですよ。かなり後の施行であります、これ何か理由があって、こういうように遅くなるとするのか、お伺いいたします。

それから一番上の47条の2であります、江田島市から呉の方に転出した場合に、特別徴収を行つとる人は、今度普通徴収になりよったわけですが、今度から特別徴収ができるということで、その場合に本人がですね、本人がこのことについて何か、何もしなくてもいいのかということですね、お伺いいたします。

それから、その下の47条の5であります、これは年税額が同じ年ですね、2年以上2年間、2年連続で、年税額同じの場合のみ、この平準化が図れるわけですがね。これ別に平準化が図れたいうても、年税は変わらないのですが、これ何の意味があるんか、お伺いいたします。

それからですね、下の方の附則第19条と19条の2、これは株式等いうのを、一般と上場株式等に分かれたわけですがね、このどういいますか、中身の方は前と同じになるんでしょうか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 施行日の関係が後3年ほどありますが、ということなんです、先ほど私が説明いたしましたように、このたび地方税法の改正が2段階に分かれて行われ、条例を改正するときには、この地方税法が改正されたときに同時に行いますので、その際に、うちの条例も改正いたしますから、いくらその3年後でも、今回、国が改正されましたので、あわせて改正したいということになります。

それと今の議案47条の2の件ですけれども、本人は何も手続はしなくても構いません。

47条の5なんですけれども、これは、確かに年税額が毎回同じであればあまり効果はないんですけれども、税額が変更になったらですね、現行では前年度の本徴収額の3分の1いう3回分の、じゃけえ1回分でいくらいうふうになりますけれども、そうすると、前年度分の本徴収額が低いときには、次の年の仮徴収額が低いままの額になります。

それを平準化するために、年額6回分の額で計算すれば、最初の年は、さほど差は縮まらないんですけれども、次の年からまた平準化されるようになります。

ちょっと言葉では難しいんですけれども、そういうふうになっておりますし、これは

地方税法上の改正でこういうふうになったわけですから、御理解いただきたいと思えます。

この今の附則第19条の改正につきましては、これ税率は一般株式、上場株式等に3分の1の分離課税は変わりません。

附則第19条の2は、上場株式について、特定公社債の利子所得、譲渡所得との損益通算が可能になります。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今、山木議員の方から質問があったんですが、施行日がですね、平成28年10月1日、本当に3年後、これもし議決されたとして、もちろん広報に御案内するとしても、10月もしくは11月の広報としても施行が3年後だったら、市民の方がそこまで覚えてるかどうかともようわからんところがあります。

実際、きょう今回議案にいただいたとしても、我々、私としても、これがどういうものなのか、これはどういうふうな優遇、例えば市民にとってはいい方向なのか悪い方向なのか、いまいよく、特にこの年金の受給者の方に対して、いいものなのか、それとも悪いものなのかという判断つきかねるんで、実際、広報で示すときにどういうふうな御説明、こういう場合はこういう、こういう方のこういうところの場合の方はこうなりますよっていう具体的な事例をもって説明されるのかどうか、いうところもあわせて教えていただきたいなと思えます。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今の御指摘なんですけれども、具体的に広報する、どういうふうに広報すればいいかいうのをちょっと今のところまだ考えてなかったんですけども、今の御指摘で、広報等で知らせる時には、皆さんにわかりやすいように考えた内容にしたいと思えます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第62号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第62号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第62号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） それでは議案第62号について説明いたします。

内容については、30ページから38ページに改正条文、39ページから48ページまでに新旧対照表、49ページと50ページに参考資料として、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しています。

49ページからの参考資料により説明いたします。

改正は、第1条関係と第2条関係に区分して行っています。

まず、第1条関係の改正ですが、本市の現行における国民健康保険税条例の方向性は、標準的な国民健康保険税条例として示されている準則と一致していないことから、これまで、改正事務において、スムーズに処理できない状況であったので、このたび、事務の効率化等を図るため、準則に沿った条文構成に改正するものです。

準則の条文構成にすること等で改正が必要となるのが、そこに掲げている第3条から附則第17条までの18個の条項となります。

主な内容は、第3条と第21条で規定しています譲渡所得の分離課税部分について、18個の条項の中の関係する附則に規定するものです。

次に、第2条関係の改正ですが、これは地方税法及び地方税法施行令が改正されたことに伴うものです。

附則第5項、次のページの附則第8項及び第9項は、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得の分離課税などについて、法律改正がありましたので、これに伴い、それぞれの規定を整備するものです。

これらの改正内容は、先ほどの議案第61号の税条例の改正と同じであります。

次の旧附則第9項から旧附則第11号まで、旧附則第13項及び旧附則第17項については、その内容が法律及び施行令に定めがあるため、今回、削除するものです。

次の旧附則第12項、旧附則第14項及び旧附則第15項は、項の繰り上げです。

最後の旧附則第16項は、関係法令で定める条約適用配当等に係る分離課税につい

て改正があったことに伴い、規定を整備するものです。

今回の改正条例の施行期日は、第1条関係については公布の日から、第2条関係については平成29年1月1日からの施行としています。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 43ページであります。左が改正案ということで、8項を見ていただけますか。8項の上に株式等となっておりますがね、これは一般、一般が入らにゃいけないのじゃないですか、お伺いします。

43ページの左側が改正案ですよ。それに8項があるでしょ。8項の上に株式とあるでしょう、株式等、株式等の前に一般これ入らにゃいけないのじゃないですか、一般。このたび分けたんですから。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今の御指摘のところなんですけど、ここの部分は先ほど説明いたしましたように、準則、国民健康保険税の準則に伴うもので、2条関係で、2条関係のところは今回、税法上の改正に伴うものでありますから、ここの部分は、この表現でよろしいです。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 50ページを見てください、50ページを。50ページの一番上の一般株式等となつとるでしょう、8項、50ページの一番上。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今のところの件ですけども、46ページのところを見ていただければ、46ページの8項ですね、見出しのところですね。ここは右側が改正前です。これが株式等が左側の一般株式等に改正されております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 63 号

○議長（上田 正君） 日程第 10、議案第 63 号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第 63 号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

中町老人集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 63 号、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

52 ページに一部改正条例案、53 ページに新旧対照表をつけております。

53 ページの新旧対照表をごらんください。

左が改正案、右が現行条例となっております。

別表第 1 と別表第 2 にあります中町老人集会所の項を削るものです。

52 ページをお開きください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長（上田 正君） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、二日目は明日、午前10時に開会いたしますので、ご参集願います。

（散会 15時11分）